

令和8年第2回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和8年6月16日 午前10時00分 開会
午後 4時07分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番 福 本 善 之	2番 木 村 公
3番 靄 本 義 明	4番 速 水 一 生
5番 西 川 善 浩	6番 杉 本 訓 規
7番 梨 本 洪 珪	8番 吉 村 始
9番 奥 本 佳 史	10番 谷 原 一 安
11番 川 村 優 子	12番 増 田 順 弘
13番 藤井本 浩	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦	副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿 本 剛 也	企 画 部 長	林 本 裕 明
総 務 部 長	吉 田 和 裕	財 務 部 長	堀 川 雅 樹
市民生活部長	葛 本 章 子	都市整備部長	倉 田 主 税
産業観光部長	植 田 和 明	保健福祉部長	山 岡 邦 啓
こども未来創造部長	中 井 智 恵	教 育 部 長	勝 眞 由 美
教 育 部 理 事	西 川 賢	上下水道部長	奥 田 雅 彦

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 川 勝 也	書 記	吉 村 浩 尚
書 記	神 橋 秀 幸	書 記	関 元 瞳
書 記	西 邨 さくら		

6. 会議録署名議員 13番 藤井本 浩 1番 福 本 善 之

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	3	鶴本 義明	一問一答	不登校児童・生徒への支援と子どもの居場所づくりについて	教育長 担当部長
				耕作放棄地対策について	市 長 担当部長
2	5	西川 善浩	一問一答	葛城市第3次総合計画について	市 長 副市長 担当部長
				本市のスポーツ振興等について	市 長 教育長 担当部長
3	2	木村 公	一問一答	屋外施設のトイレの整備について	市 長 教育長 担当部長
				屋敷山公園、周辺施設の整備について	市 長 担当部長
4	8	吉村 始	一問一答	「指定校変更に関する基準」の運用状況と、今後の小学校区のあり方について	教育長 担当部長
5	9	奥本 佳史	一問一答	葛城市庁舎管理規則に抵触する行為について	市 長 担当部長
				市民活動への支援について	市 長 副市長 教育長 担当部長
6	4	速水 一生	一問一答	農業振興地域の整備に関する法律の改正に伴う今後の葛城市の対応について	市 長 担当部長
				ゴミの分別と収集に関するバランスの調整について	担当部長
				自転車の交通反則通告制度の導入に伴う自転車道の整備について	市 長 担当部長
7	1 1	川村 優子	一問一答	市内都市公園の利用促進と整備について	市 長 担当部長
				市職員の異動と職員育成のための人事配置について	市 長 教育長 担当部長
8	1	福本 善之	一問一答	教員の休憩について	市 長 教育長 担当部長
				子どもたちの運動能力について	市 長 教育長 担当部長

9	10	谷原 一安	一問一答	コミュニティーバス運行の現状と改善にむけた課題	市 長 担当部長
				市水道事業経営現状と見通し	市 長 担当部長
10	13	藤井本 浩	一問一答	葛城市の方言について	市 長 担当部長
				葛城市の「葛」の字体について	市 長 担当部長
				令和8年度に改正された「葛城市教育大綱」について	教育長 担当部長

開 会 午前10時00分

増田議長 ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきを願います。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、ペーパーレス会議システム等で配付をしておるとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る6月5日の通告期限までに通告されたのは10名であります。質問者はペーパーレス会議システム等で配付している通告一覧表に記載のとおりでございます。なお、一般質問の方法は10名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含め60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては、制限ございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、3番、靄本義明議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、靄本義明議員。

靄本議員 皆様、おはようございます。公明党の靄本義明でございます。市民の皆様の声を市政に届けるべく、誠心誠意取り組んでまいります。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。私からの質問は2点でございます。

1つ目は、不登校児童・生徒への支援と居場所づくりについて。

2つ目は、耕作放棄地対策についてです。

これより先は質問席にて質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

増田議長 靄本義明議員。

靄本議員 日頃より市政発展にご尽力いただいている皆様に感謝申し上げます。これより質問を2点させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、不登校児童・生徒への支援と子どもの居場所づくりについてお伺いいたします。近年、全国的に不登校児童・生徒が増加しており、本市においても重要な教育課題の1つとなっております。不登校の背景には、友人関係の悩み、学習への不安、家庭環境の変化など様々な要因があり、一人一人状況は異なります。そのため、子どもたちを単に学校に戻すだけを目的とするのではなく、子どもの気持ちに寄り添いながら、学びや成長の機会を確保していくことが重要であると考えます。また、不登校の状態にある子どもたちや保護者の中には、孤立感や不安を抱かれておられる方も少なくありません。安心して相談できる環境や、自分らしく過ごせる居場所づくりがますます求められています。誰一人取り残さない教育の実現に向けて、本市の取組についてお伺いいたします。

まず、本市における不登校児童・生徒数の推移をお聞かせください。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 おはようございます。教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

市内小・中学校それぞれ1,000人当たりの不登校児童・生徒数でお答えさせていただきます。令和5年度につきましては、小学校で20.0人、中学校で54.1人、令和6年度につきましては、小学校で16.0人、中学校で53.8人、令和7年度につきましては、小学校で14.9人、中学校で58.6人となっており、小学校においては減少傾向、中学校においては微増となっております。また、令和6年度の全国の1,000人当たりの不登校児童・生徒数は、小学校で23.0人、中学校で67.9人となっており、本市は全国平均と比べ低い数値となっております。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 ご答弁ありがとうございます。本市の不登校児童・生徒数は全国平均を下回っており、小学校では減少傾向にあることを理解いたしました。一方で、中学校では依然として多くの生徒が不登校の状態にあり、様々な悩みや課題を抱えている状況がうかがえます。また、不登校の理由は一人一人異なり、学習面や友人関係、家庭環境など様々な要因が関係しているものと考えます。大切なのは、数字だけを見るだけでなく、それぞれの子どもたちがどのような状況にあり、どのような支援を必要としているのかをしっかりと把握することだと思います。

次に伺います。本市における長期欠席児童・生徒の状況について、どのような傾向が見られるのか。また、その要因や課題をどのように認識されているのか。本市ではどのような支援をされておられるのか、お伺いいたします。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 児童・生徒が長期欠席に至る背景には、学校における友人関係や学業の不振、家庭環境の多様化、また、本人自身の不安感や生活リズムの乱れなどの要因が複雑に絡み合っており、一概に1つの原因に特定することは困難であると認識しております。背景の把握につきましては、第1に、学校現場におきましては、毎日の出欠状況はもちろんです。保健室の利用頻度、提出物の遅れ、授業中の様子など、日頃の小さな変化を教職員が共有するための組織的なチェック体制を敷いております。

第2に、専門的な知見を入れた多角的な分析です。学級担任が1人で抱え込まず、学年主任や養護教諭、教育相談担当に臨床心理士が参画して、校内ケース会議を月に1回開催しております。ここで友達関係の問題なのか、発達特性に応じた学習環境の相違なのか、あるいは、ヤングケアラーや経済的困窮といった家庭環境に起因したものなのか、検討しております。

第3に、福祉部局や外部専門機関との情報共有です。家庭環境に課題があると思われるケースや、発達上の専門的な支援が必要なケースについては、保護者の同意を得て、関係機関とともに情報を共有し、学校の枠組みを超えた背景把握と情報集約を行っております。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 ありがとうございます。長期欠席に至る背景が、友人関係や学習面、家庭環境、本人の心

理的要因など複雑に絡み合っていること、また、学校現場において日頃の小さな変化を見逃さない体制づくりや、専門職を交えたケース会議、関係機関との連携を進めていただいていることは理解いたしました。一方で、不登校は長期化するほど学校復帰へのハードルが高くなる傾向があります。だからこそ、欠席が増え始めた初期段階での気づきと支援が極めて重要であると考えます。子どもたち一人一人のＳＯＳを見逃さず、教育と福祉が連携しながら、早期発見、早期支援の更なる充実に取り組んでいただきたいと思います。

次に質問いたします。一人一人の状況に応じた支援体制はどうなっていますでしょうか。

増田議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 おはようございます。こども未来創造部、中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、こども・若者家庭センターといたしましては、不登校に至る背景や要因、また、その心の状態は、児童・生徒一人一人によって全く異なっていると認識しております。その中で、学校に戻ることが最善のステップである子どももいれば、まずは安心して過ごせる居場所が必要な子ども、あるいは自宅でオンラインによる学習を進めたい子どもなど、求められる支援は多様でございます。学校への登校という結果のみを目標とするのではなく、子どもたちの意思を尊重し、一人一人の状況に合わせた個別最適な学びと居場所を確保することが支援の根幹であると考えております。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 ご答弁ありがとうございます。不登校児童・生徒の支援は、一人一人の状況や気持ちに寄り添いながら進めていくことが大切であると思います。また、学校に行くことだけを目標とするのではなく、子どもたちの思いを尊重し、それぞれに合った学びの場や居場所を確保していくことが重要であると理解いたしました。不登校の子どもたちの中には、不安や孤独を感じながら過ごしている子どもも少なくありません。そのため、学校内外を問わず、安心して過ごせる環境や居場所を整えていくことが、子どもたちの自信や将来への希望につながるものと考えます。

次に伺います。学校復帰のみを目的とするのではなく、子どもの心の安定や自己肯定感の回復を重視した支援が必要と考えますが、市の見解をお伺いいたします。

増田議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 本市が最も重要と捉えていますのは、学校に登校することのみを目標とするのではなく、児童・生徒が社会的に自立し、自らの可能性を広げるための学びの機会をどのように保障していくかという点でございます。周囲からの孤立を防ぎ、切れ目のない支援体制を構築することが急務であると考えております。そのため、中学生を対象とした校外教育支援センターに当たるふたかみ教室は、福祉部局にあるこども・若者家庭センターが所管し、中学校卒業後も支援に当たっております。通信制高等学校に進学した子どもの支援や、中学校卒業時に不登校で引き籠もっていた子どもも、子どものタイミングで社会復帰を実現することができるように支援をしております。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 ありがとうございます。学校へ登校することだけを目標とするのではなく、子どもたちの心の安定や自己肯定感を育みながら社会的自立につなげていくことが重要であると改めて認識いたしました。また、ふたかみ教室を中心に、中学校卒業後も支援を行っていることは高く評価いたします。今後も、子ども一人一人の思いに寄り添った支援の充実を期待いたします。

次に伺います。教室に入れない子どもや不登校児童・生徒に対し、どのような学習機会を保障しているのでしょうか。お伺いいたします。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教室に入れない子どもたちや、学校に行きたくても行けない子どもたちへの学ぶ機会の確保につきましては、本市では早い時期から取り組ませていただいております。令和6年度からは、市内全ての小・中学校に、奈良県では初めてとなる校内教育支援センターとして I r o o mを設置するとともに、学校に行きたくても来られない子どもたちのための、小学生を対象とした校外教育支援センター I r o o mプラスを設置いたしました。これらの教室では、単に教室や学校への復帰を目的とするのではなく、子どもたちが安心して過ごせる居場所の中で、一人一人の歩みに合わせた社会的自立を支えることを最優先に考え、多様な学びの機会を保障しています。今後も、子どもたちの多様な選択肢を認め、寄り添う支援を続けてまいりたいと考えております。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 ありがとうございます。全ての小・中学校に I r o o mを設置され、更に小学校を対象とした I r o o mプラスを開設されたことは、不登校や教室に入りづらい子どもたちにとって大変心強い取組であると感じます。実際に私の知人の子どもが小学校時代に不登校となりましたが、I r o o mを利用しながら、学校とつながりを保ち、中学校では再び普通教室に通えるようになったというお話も伺っております。こうした事例は、子どもたちが安心して過ごせる居場所が、将来の成長や社会的自立につながると感じます。今後も、一人一人の状況に寄り添った支援の充実を期待いたします。

次に伺います。I C Tやオンライン学習の活用状況を教えてください。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 令和7年度の実績といたしまして、様々な事情から登校が困難な状況にある児童・生徒に対しまして、自宅への授業のオンライン配信を実施いたしました。教室の外にいても、在籍学級の授業の様子を視聴したり、課題に取り組んだりできる学習環境を提供することで、学びの継続や学校とのつながりの維持に努めているところでございます。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 ありがとうございます。オンライン学習の活用により、登校が難しい子どもたちが自宅から授業に参加し、学びを継続できる環境が整えられていることは理解いたしました。また、学習機会の確保だけではなく、学校や友達とのつながりを維持する上でも大変重要な取組であると考えます。今後も、一人一人の状況に応じて I C Tを効果的に活用し、子どもたちが安心して学び続けられる環境づくりを進めていただきたいと思います。

次にお伺いいたします。子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりについて、市の認識をお聞かせください。また、学校内の別室登校や校内教育支援センター等の整備状況をお聞かせください。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 不登校傾向にある児童・生徒にとって、ありのままの自分が受け入れられ、安心して過ごせる居場所があることは、エネルギーを回復し、将来的な社会的自立へ向かうための基礎となるものであり、市といたしましても、極めて重要であると認識しております。

まず、学校内における整備状況につきましては、先ほども申し上げました I r o o m を、現在、市内全ての小・中学校への設置を完了しております。さらに、学校へ来ること自体が困難な児童・生徒のための学校外の居場所につきましても、発達段階に応じた支援体制を整えております。学校外の居場所として、小学生対象の I r o o m プラス及び中学生を対象としたふたかみ教室を設置しており、学校から一步離れた場所であっても安心して過ごせる多様な居場所を提供しております。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 ありがとうございます。不登校の子どもたちにとって、安心して過ごせる居場所が社会的自立へ第一歩になるとのご認識に私も大変共感いたします。不登校の子どもたちは、一人一人状況や思いが異なります。だからこそ、子どもたちが自分に合った居場所を選び、安心して過ごせる環境を今後も充実していただきたいと考えます。

次に伺います。フリースクールや民間支援団体、地域ボランティアとの連携状況を教えてください。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 フリースクールや民間の支援団体とも積極的に連携をさせていただいております。市内2つのフリースクールの代表の方には、定例の校長会にお呼びし、フリースクールの学びや子どもたちの様子について共有をさせていただいております。また、市内外の民間支援団体とも、各学校との連携を密にし、一定の要件を満たす場合には学校の出席扱いとする措置を講じ、学校外での主体的な学びを適切に評価をしております。これらに加えて、自宅から外に出ることが難しい状況にある子どもたちに対しては、タブレット端末を活用し、授業のオンライン配信やデジタル教材を用いた学習支援を行うなど、自宅にいながらも学びを継続できる環境を整えております。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 ありがとうございます。フリースクールや民間支援団体との連携、また、オンラインによる学習支援の取組を評価いたします。不登校の背景は一人一人異なることから、学校だけではなく、地域や民間団体との連携がますます重要であります。子どもたちが孤立することなく、自分に合った学びや居場所を選べる環境づくりを今後も推進していただきますよう要望いたします。

次に伺います。不登校児童・生徒の保護者は大きな不安や孤立を抱えています。市はどのように認識されていますでしょうか。

増田議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 子どもが学校に行けなくなった際、保護者の皆様が受ける精神的なショックや不安、憔悴感は極めて大きく、誰にも相談できずに家庭内で孤立を深めてしまうケースがあると認識はしております。また、子どもの見守りや送迎のために仕事を休まざるを得ないなど、経済的、社会的な負担も切実な問題であります。保護者の安定と笑顔こそが、子どもの心のエネルギーを回復させる最大の原動力であるという認識の下、保護者を単なる子どもの支援者としてではなく、真っ先に支えるべき当事者として捉え、孤立を防ぐ取組を推進していく必要があると考えております。具体的な取組といたしましては、孤立させない、いつでもつながる相談体制の充実です。学校のスクールカウンセラーや担任による面談はもちろんのこと、こども・若者家庭センターでも相談できる体制をつくっております。また、こども・若者家庭センターでは、不登校傾向の子どもの保護者グループとまりぎを開設し、ピアサポートにも努めております。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 ありがとうございます。保護者の皆様が抱える不安や孤立を深く認識され、保護者を真っ先に支えるべき当事者と位置づけられていることは高く評価いたします。不登校は子どもだけの問題ではなく、家族全体への支援が重要です。特にシングルマザーやひとり親世帯においては、仕事と子どもの見守りを1人で担いながら、不安や悩みを抱え込んでおられる方も少なくありません。保護者が1人で悩みを抱え込むようなことがないよう、相談体制の更なる充実と、保護者同士が支え合える、とまりぎの取組の充実、周知を図っていただくことを要望いたします。

次に伺います。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用状況を教えてください。

増田議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 葛城市では、奈良県から派遣される臨床心理士のスクールカウンセラーとは別に、こども・若者家庭センターから臨床心理士の巡回相談員を学校規模に応じて月に2回から4回対応しております。スクールカウンセラーや巡回相談員は、学校内で子どもや保護者の相談に応じるだけでなく、子どもの様子を観察したり、教員との情報共有に当たっております。各学校で月1回、不登校児童・生徒を中心に教員、臨床心理士でケース検討会議を持ち、それぞれの子どもの応じた支援について検討しております。必要に応じて、福祉部局と学校、教育委員会部局と密接に連携して、家庭環境も含めた多角的な早期支援に取り組んでおります。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 不登校や児童虐待、家庭の経済的困窮など、児童・生徒を取り巻く環境が複雑化、多様化する中、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの役割は極めて重要であると認識しております。本市の具体的な活用状況といたしましては、不登校や行き渋り、児童虐待の疑い、さらには、ヤングケアラーを含む家庭の経済的困窮など複雑な背景を抱える事案において、教員や臨床心理士で開かれるケース会議へ積極的に参画し、専門的な知見から、

早期の環境アセスメント、いわゆる家庭背景の的確な把握や、学校としての具体的な支援方針への助言を行っております。また、学校や教育委員会だけでは対応が困難な課題に対しましては、福祉制度の活用や医療、福祉などの専門機関へのスムーズなつなぎ役として、緊密な連携体制の構築を主導しております。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 両部長、ご答弁ありがとうございます。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、巡回相談員が連携し、教育部とこども未来創造部が一体となって支援に取り組まれていることを評価いたします。不登校の背景には、家庭環境や経済的課題、心理的要因など様々な要因があるため、専門職による早期発見、早期支援が非常に重要です。今後も、子どもと保護者に寄り添いながら、支援体制の充実をお願いいたします。

次に伺います。保護者同士がつながり、悩みを共有できる場づくりを進める考えはありますでしょうか。

増田議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 不登校あるいは不登校傾向の子どもの保護者に対しましては、定期的に話し合いの場として、こども・若者家庭センターで保護者グループとまりぎを開設しております。月1回、保護者同士が交流できる場を設けることで、子育ての困難を抱えず、相互に支え合うことができるような関係を目指しております。また、ファシリテーターとして臨床心理士が参加し、心理教育的なアドバイスをしたり、今後の支援の方針等を話し合ったりしております。不登校の子どもが自分らしさを発揮し、将来的に自立していくことができることを目的としております。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 ありがとうございます。保護者の孤立を防ぎ、安心して悩みを共有できる場として、今後も充実と周知に努めていただくようお願いいたします。

次に伺います。教員の負担軽減と子どもに向かい合う時間の確保をどのようにお考えでしょうか。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教員が子ども一人一人と向き合う時間を確保することは極めて重要であると考えており、学校と教育委員会が一体となって働き方改革を推進しております。学校現場におきましては、学校行事の精選、見直しや校務のＩＣＴ化を進めることで事務作業の効率化を図っております。

次に、教育委員会におきましては、中学校へのデジタル採点システムの導入により採点業務を時間短縮したほか、市費の会計年度任用職員としてスクールサポーターを配置することで教員をサポートし、日常の業務負担を直接的に軽減しているところでございます。引き続き、教員が心身ともに充実した状態で子どもたちに寄り添えるよう、より実効性のある教育環境の充実に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 ありがとうございます。教員が子どもと向き合う時間を確保するため、ＩＣＴ化やデジタ

ル採点システムの導入、スクールサポーターの配置など、働き方改革を進められていることを高く評価いたします。不登校支援をはじめ、子ども一人一人に寄り添う教育を実現するためには、教員が心身ともにゆとりを持って子どもと関わる環境づくりが大変重要であります。今後も、業務負担の軽減と教育環境の充実を努めていただきますようお願いいたします。

次に伺います。ＩＣＴ等を活用した児童・生徒の心身の変化の早期把握について、市の考えをお聞かせください。

増田議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 ＧＩＧＡスクール構想で全ての児童・生徒が持っておりますタブレット、パソコンを活用して、子どもの心身の状況把握は非常に重要であると認識し、早期把握に努めております。小学生は今日のスタートというシステムを、中学生からは蓮花のＡＩ相談室を、全ての児童・生徒のタブレット、パソコンにインストールしております。今日のスタートは、子どもたちが毎朝その日の気持ちを５つの顔から選び、子どもは自分の気持ちの変化を視覚的に知ることができます。担任の先生は、学級の子どもが選んだ顔を見ることができ、子どもの気持ちの変化を見ながら声かけをすることができます。

蓮花のＡＩ相談室は、日記、ＳＮＳ相談、アンケートの３つからできております。中学校では、毎週金曜日にハートアワーの時間を確保して、子どもはパソコンで日記を打ち込んでいます。その日記はＡＩが見守り、必要に応じてＳＮＳ相談を促しております。また、子どもは匿名でＳＮＳ相談をすることができます。このＳＮＳ相談で子どもは相談の練習をして、ＳＮＳ相談で子どもは自分の悩みを言葉にします。その上で近くの信頼できる大人につなげるようにしております。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 ありがとうございます。ＩＣＴを活用した心の変化の早期把握の取組を大変評価いたします。子どもたちの小さなＳＯＳを見逃さず、早期発見、早期支援につなげていただくことをお願いいたします。

最後に、教育長にお伺いいたします。誰一人取り残さない教育の実現に向け、不登校支援と居場所づくりを今後どのように推進していくのか、お考えをお聞かせください。

増田議長 椿本教育長。

椿本教育長 皆さん、おはようございます。教育長の椿本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私には、不登校支援と居場所づくりの今後の推進についてでございます。不登校を取り巻く環境が多様化、複雑化する中、全ての子どもたちが安心して学び、自分らしく過ごせる環境を整えることは、教育委員会としての最重要課題の１つとして認識しているところでございます。本市におきましては、これまでから、最先端の技術を活用したＡＩ相談室の開設や、教室以外の安心できる居場所としてＩｒｏｏｍ、またＩｒｏｏｍプラスの整備など、多様なニーズに応じた居場所づくりを積極的に推進してまいったところでございます。これらにより、子どもたちの社会的自立及び学びの継続について一定の成果を上げていると認識しております。今後は、これまでの事後的な支援や居場所づくりを更に充実させるだけではなく、

不登校を未然に防ぐ予防的アプローチに注力してまいりたいと考えています。具体的には、子どもたちが自らの感情をコントロールし、他者と良好な関係を築くコミュニケーション能力、あるいはストレスへの対処法を学ぶ予防的心理教育を大学等と連携して導入していきたいと考えています。これにより、子どもたちが小さな不安や悩みを抱え込みにくい、強靱で温かい教育環境を構築してまいりたいと思います。同時に、子どもたちにとって学校が行きたい場所、そして安心して自己表現できる場所となるよう、学校全体の魅力向上にも取り組んでいきたいと思っています。

本市といたしましては、これまでに築いてきたA I相談室やI r o o mといった先進的な支援体制を基盤としつつ、今後は、予防と魅力向上の両輪を動かすことで、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちが笑顔で未来へ羽ばたける教育の実現に向け、全力で取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 教育長、大変前向きなご答弁ありがとうございました。本市が不登校の子どもたち一人一人に寄り添いながら、学びの機会の確保や居場所づくりに取り組まれていることを大変理解いたしました。子どもたちは、一人一人異なる個性と可能性を持っています。だからこそ、学校に行ける、行けないという結果だけではなく、その子の思いや状況に寄り添いながら支援していくことが大切であると考えます。今後も、全ての子どもたちが安心して学び、自分らしく成長できる環境づくりの更なる充実を要望いたしまして、この質問を終わります。

次に、耕作放棄地対策について質問をさせていただきます。

近年、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、全国的に耕作放棄地が増加しております。本市においても、管理されていない土地が多く見受けられ、雑草の茂みや害虫の発生、不法投棄の誘発など、周辺住民の生活環境への影響が懸念されています。私はこれまで市民の皆様から、隣接する農地の雑草が伸びて困っている。空き農地の管理がされていないといった声に加え、雑草が道路にはみ出して見通しが悪く危険だ。害虫や蚊が増えて困っているなど、多くのご相談を伺ってまいりました。

耕作放棄地の問題は、農業だけの課題ではなく、地域の安全・安心や生活環境にも大きく関わる身近な課題となっております。そこで、本市の耕作放棄地対策についてお尋ねいたします。市内の耕作放棄地面積は現在どの程度でしょうか。過去5年間の推移を教えてください。

増田議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 皆さん、おはようございます。産業観光部の植田でございます。よろしくお願いいたします。

遊休農地の発生、解消状況に関する調査を基にした本市耕作放棄地の集計結果では、令和3年度、11.6ヘクタール、令和4年度、13ヘクタール、令和5年度、15.5ヘクタール、令和6年度、16.9ヘクタール、令和7年度、16.8ヘクタールとなっております。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 ご答弁ありがとうございます。ご答弁いただいた数字を見ると、耕作放棄地はこの5年間で増加しており、依然として大きな課題であると感じます。農地は農業生産の場であると同時に、地域の景観や環境を守る大切な財産です。耕作放棄地の増加は、農業だけではなく、地域全体に関わる問題であります。

次に伺います。耕作放棄地の地域別の特徴を教えてください。

増田議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 地域別の特徴につきまして、まず中山間地域におきましては、傾斜地が多く、不整形地や狭小地も多いことから、効率的な営農が難しく、農業生産性を上げにくいいため、耕作放棄地が発生しやすい傾向が見られます。

次に、平野部においては比較的耕作しやすい農地が広がっていますが、不整形地、狭小地、接道がない農地などにつきましては、耕作放棄地になりやすい傾向が見られます。

次に、市街化区域におきましては、農業以外の土地利用も比較的容易であることから、耕作放棄地の発生件数は少ないものの、住宅地に隣接している場合が多く、一旦耕作放棄地になった場合は、周辺の住環境への悪影響が出やすくなっております。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 ありがとうございます。地域ごとに抱える課題が異なることはよく分かりました。中山間地域では農業経営者の環境の厳しさ、平野部では農地の形状や接道の問題、市街化区域では住環境への影響など、それぞれに応じた対策が必要であると改めて感じました。

次に伺います。耕作放棄地が増加している要因をどのように分析されてますでしょうか。

増田議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 耕作放棄地が増加している要因につきましては、生産者の高齢化や後継者不足による担い手の減少、農業資材の高騰、気候変動による農作物への被害の増大などが主な要因であると考えております。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 ありがとうございます。高齢者や後継者不足に加え、資材価格の高騰や気候変動など、農業を取り巻く環境は年々厳しくなっております。農業者個人の努力だけでは解決が難しい課題も多く、耕作放棄地対策は、農業政策だけではなく、地域づくりの視点から取り組むことが重要であると感じます。

次にお伺いいたします。雑草、茂みによる近隣住民からの苦情件数を教えてください。

増田議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 苦情件数につきましては、令和5年度、65件、令和6年度、54件、令和7年度、152件となっており、増加傾向にあります。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 ありがとうございます。苦情件数は令和6年度の54件から令和7年度には152件と大幅に増加しており、耕作放棄地の問題が地域住民の身近な課題となっていることが分かりました。雑草、茂みは、景観の悪化だけではなく、害虫の発生や不法投棄の誘発など、生活環境にも影響を及ぼします。市民の皆様の不安を解消するためにも、迅速な対応が重要であると考え

ます。

次に伺います。害虫や有害鳥獣の発生との関連をどう認識されてますでしょうか。

増田議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 耕作放棄地は、病虫害発生の温床となったり、鳥獣のすみかとなって、住みついた鳥獣が周辺の農作物を荒らすなど、地域農業や周辺の生活環境に悪影響を与えるおそれがあると認識しております。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 ありがとうございます。耕作放棄地は、病虫害や有害鳥獣の発生につながるおそれがあり、農業被害だけではなく、地域住民の生活環境にも影響を及ぼす問題であると認識いたしました。耕作放棄地対策は、農地の保全という視点だけではなく、市民の安全・安心な暮らしを守る観点からも重要であると考えます。

次に伺います。放棄地の増加による火災リスクや排水機能低下への影響は、また、豪雨災害時の安全対策はありますでしょうか。

増田議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 耕作放棄地の増加により、枯れ草が放置されることで火災リスクが高まったり、農地の排水機能が低下するおそれがあると考えられますが、豪雨災害時の安全対策につきましては、産業観光部では、土地改良施設維持管理適正化事業、農村地域防災減災事業など有利な補助金を活用し、水利施設の整備やため池の調査、改修を実施しております。また、他部局とも連携しながら、豪雨災害時の安全性の向上に努めてまいりたいと考えております。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 ありがとうございます。排水機能の低下や枯れ草による火災リスクが高まれば、周辺住民の不安も大きくなります。地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりのため、関係部局が連携し、防災・減災の観点からも積極的な取組を要望いたします。

次に伺います。耕作放棄地の農地所有者への指導や相談支援はどのように行っておられますでしょうか。

増田議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 耕作放棄地になっている農地の所有者への指導や相談支援につきましては、これまでは文書による指導のみにとどまっておりましたが、今年度からは、農地中間管理機構の紹介を行った上で新たな耕作者を探すなど、農地所有者の意見を聞き、農家の意向に寄り添った支援を実施していきたいと考えております。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 ありがとうございます。今年度から、農地所有者の話をしっかり聞きながら、農地中間管理機構の紹介や新たな耕作者探しなど、寄り添った支援を進めていくことで、大変期待しております。耕作放棄地が増える背景には、高齢化や後継者不足、また、耕作したくてもできないといった様々な事情があります。所有者に管理をお願いするだけではなく、農地を生かしたい人と結びつける支援が重要と考えます。ぜひ現場の声を丁寧に聞きながら、1つでも多くの耕作放棄地の解消につながる取組をしていただくよう要望いたします。

次に伺います。担い手や新規就農者への農地集積の状況を教えてください。また、農地中間管理機構の活用実績を併せてお示しください。

増田議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 担い手である認定農業者と認定新規就農者への農地集積状況についてでございます。認定農業者につきましては、個人10名と6法人で約28ヘクタール、認定新規就農者につきましては、個人4名で1.3ヘクタールになっております。また、農地中間管理機構の活用実績につきましては、農地の貸し借りが原則として農地中間管理機構に一本化された令和7年度は60件、16.3ヘクタールの実績があり、そのうち4.8ヘクタールが新規の貸借でございました。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 ありがとうございます。認定農業者や新規就農者への農地集積、また、農地中間管理機構の活用が進められていることは高く評価いたします。耕作放棄地の解消には、担い手への農地集積を更に進めていくことが重要です。農地を貸したい方と借りたい方をしっかり結びつける取組を強化していただくよう要望いたします。

次に伺います。地域住民や自治会、農業団体との連携強化をどう進められてますでしょうか。

増田議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 地域住民や自治会との連携につきましては、各地域の将来の農業の在り方や将来の農地利用の目標などを定めた地域計画につきまして、地域の皆さんのご意向を踏まえた上で順次策定を進めてまいりたいと考えております。農業者団体との連携につきましては、農業者の負担軽減のため、各種生産組合などを対象とした農林業団体運営補助金や、奈良県農業協同組合と共同実施している農業使用済みプラスチック適正処理に関する費用負担を継続して実施してまいりたいと考えております。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 ありがとうございます。耕作放棄地対策は行政だけでは限界があり、地域住民や自治会、農業者団体との連携が欠かせません。地域計画の策定を通じて地域の声を十分に反映しながら、地域ぐるみで農地を守る体制づくりを進めていただくことを要望いたします。また、JAや農業者団体との連携支援も継続していただき、地域農業の維持、発展につなげていただくことを期待しております。

次に伺います。多面的機能支払制度などの活用状況を教えてください。

増田議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 耕作放棄地対策において有効な手段である多面的機能支払交付金につきましては、市内農用地の環境保全、農業用施設の維持管理、または長寿命化の活動を支援する制度でございます。令和7年度につきましては、12活動組織、19大字、226.8ヘクタールの活動実績がございました。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 ありがとうございます。多面的機能支払制度が多く地域で活用されていることは大変心

強く感じます。今後も、制度の周知と活用促進を図り、耕作放棄地の発生防止や農地保全につなげていただきたいと思います。地域の皆様が安心して農地を守り続けられる環境づくりを要望いたします。

次に伺います。市民農園や体験農園への活用は検討されてますでしょうか。

増田議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 市民農園や体験農園は、耕作放棄地対策として有効な農地活用方法の1つだと考えております。農地や周辺環境など条件が合った適地がございましたら、活用できるよう調査、研究してまいります。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 ありがとうございます。市民農園や体験農園は、耕作放棄地対策としては有効な取組であると考えます。近隣の明日香村でも農業体験を地域活性化につなげておられます。こうした取組は、農地の保全だけではなく、食育や交流人口の拡大にもつながるものと考えます。ぜひ、本市においても、農地を守るだけではなく、生かす視点で、市民農園や体験農園の活用について前向きに検討していただくことを要望いたします。

次に伺います。企業や福祉事業所との連携による農地活用は可能でしょうか。

増田議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 企業や福祉事務所との連携による農地活用につきましては、活用事例によりましては実現可能であると考えておりますので、そのような場合には、ご意向を丁寧に取り上げた上で農地活用を担っていただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 ありがとうございます。企業や福祉事業所との連携は、耕作放棄地対策に加え、雇用の創出や障がい者の就労支援にもつながる取組だと考えます。全国で広がる農福連携の事例も参考にしながら、多様な担い手になる農地活用を進めていただくことを要望いたします。

最後に、耕作放棄地に対する市長の今後のお考えをお示してください。

増田議長 阿古市長。

阿古市長 いろいろ本当に考察していただいてありがとうございます。耕作放棄地、これは農地の話なんですけども、まず、その考え方については整理する必要があるのかなと思ってます。農業そのものや、また農地に対する考え方をどのようにこれから葛城市として、また日本として考えていくのかというのは非常に大切だと思っております。その1つの理由はといいますのは、やはり今の、日本は人口減社会なんですけども、世界的な人口の爆発にあると考えております。1950年に25億人だった人口は、私たちが子どもの頃には40億人台やったと思うんですけど、今現在、83億人、毎年7,000万から8,000万の人口が増えてきている。近い将来に100億人を超えるであろうと言われているような実情であります。

そして、今の状況はと考えると、地球温暖化による気候変動が非常に激しく起こってきている。気候が大規模化してきている。そのような状況の中、例えば乾季であったり雨季であったり、極端に水不足のエリアができたり、極端に雨の多いエリアができたり、また、大きな台風が発生したり、それから大きな低気圧が寒気を引っ張り込んだりですとか、いろん

な気象条件が荒々しくなっております。そのような状況の中で私たちが食料をどのように確保していくのかというのは、年々厳しくなっていくものと判断せざるを得ないと考えております。

そういう意味におきまして、耕作放棄地も含めまして、農地の保全というのは絶対に必要であると私は感じておるところでございます。ですので、先ほど議員がいろいろとお調べただいて、おっしゃるとおりでございます。非常に日本の農業としては厳しい状況にあります。といいますのが、農産物を作ってもなかなか採算に乗ってこないというような実情がございます。特に山麓エリアについては、小さな田んぼなり、畑なりをつくることによってコストがかかるということも1つの大きな原因になっているところではございますし、それ以上に大きな問題は、後継者難の問題です。今現在、耕作しておられる年代が非常に高齢化している。その中で次の世代が後継者として農業に従事しないというような選択をされているということが非常に多うございます。ですので、耕作放棄地の増加というのは、葛城市の状況においては増えていく方向に働くのが普通なのかなと考えております。

では、どのように農地の確保をしていくのか。保全をしていくのか。食料難の時代になったときに、農地として今まで先人たちが開墾してきた土地を農地として保全していくのかというのが非常に大きな課題やと感じております。ですので、農水省のほうに、または近畿地方農政局のほうに、農産物を作るということは非常に赤字になりますけども、農地管理だけさせてくれないか。これは実際には、今、国の補助事業の中で、集落営農ですとか、いろんな政策を打っていただいているんですけども、その対象とする年代そのものが以前からやはり上がってきております。ですので、そのような補助事業ではなくて、直接行政が農地管理を、農地としていつでも使えるような管理の仕方をさせていただけないかということを訴えてまいりました。交渉してまいりましたが、やはりなかなかハードルが高うございます。

農林水産省のほうは、農産物を作るということを1つの前提として補助事業を考えておられますので、農地としての管理、例えば草刈りだけするですとか、そういうようなものについては、なかなか補助事業としてのハードルを越えることができませんでした。その中で悪戦苦闘してきたんですけども、1つ、農産物としてでは何が選べるのかというところを検討してまいりました。1つは、山麓エリアに耕作放棄地が多いですから、獣害虫の被害を受けにくいこと。それと、生産するに当たって生産コストが低くて済むこと。それともう1つは、一番大切なんですけども、生産した農産物が安定した販売ルートに乗ることという、この3点にクリアできる要件を探し出したのが実はユズ栽培でございます。

今現在、葛城市には約17ヘクタール弱の耕作放棄地がございます。いろんな土地の性状がありますが、市場出しを実は販売ルート先として考えておりませんので、一級品の農産物の生産ではなくて、ある一定の品質のものであれば、16ヘクタール、17ヘクタールのかなりの部分でユズ栽培ができると判断をしているところでございます。ユズ自体は、苗を植えまして、大体苗から植えて5年、接ぎ木で3年ぐらいかかりますので、ソフトスタートで進めるようにと考えておりますが、1つの耕作放棄地解決策の大きな柱として取組を始めたところでございます。

従前の取組と加味いたしまして、葛城市の耕作放棄地が次の世代に農地として活用できるような維持ができますことを行政として最大限考えていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

増田議長 靄本議員。

靄本議員 市長、ありがとうございました。様々な熱い思いをいただきました。先ほど言われましたユズ栽培など特色のある農業への取組は、耕作放棄地の解消だけではなく、地域活性化や農業振興にもつながるものと大いに期待しております。耕作放棄地対策は、農業の問題にとどまらず、防災、景観保全、生活環境の向上など、市民の安全・安心な暮らしに直結する重要な課題であります。先ほども言われましたけども、先人からの受け継いだ大切な農地を次の世代へしっかり引き継いでいくためにも、地域、農業者、行政が一体となった積極的な取組を強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

増田議長 靄本義明議員の発言を終結いたします。

次に、5番、西川善浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、西川善浩議員。

西川議員 皆様、改めまして、おはようございます。今、議長のお許しをいただきましたので、一般質問のほうをさせていただきたいと思うんですけども、連続、多分18回目になると思います。これまで一般質問で市民の皆様からいただいた声を訴えて、それなりにかなえてきてこれたもの、また、全然、まだまだ幾度となく質問させていただいておりますけども、なかなか前向いて進めていないものがございます。それも含めて、しっかりとこの一般質問を通して市民の皆様の負託に応えるようにしっかり頑張っていきたいなと思っております。

私の質問に関しましては、2点でございます。葛城市の第3次総合計画、令和9年度に向けて今つくっていったるところでございます。それについての質問。

そして、これも幾度となくさせていただいております、葛城市のスポーツ振興についてというところで進めさせていただきたいと思います。

これより先は質問席のほうでさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

増田議長 西川議員。

西川議員 いつも質問の前に小ばなしをさせていただいておりますんですけども、今日、理事者の皆様の顔ぶれが、この6月定例会から変わっております。また、アイスブレイクでいつもさせていただいておりますけど、今日は長くなりそうなので、質問のほうで、割愛を、誰も期待してませんね、させていただきたいと思います。

それでは、葛城市の第3次総合計画についてというところで進めさせていただきます。この総合計画は、本市の全ての計画においての最上位の計画となっております。2026年度、令和7、8年度にあつては策定期間とされまして、令和9年度から10年間を定めるものとされております。本市の未来の形や進む方向を示す非常に大事なものとなります。また、2025年度に実施されました国勢調査にあつては、本市は奈良県で唯一、人口増している、全国的

においても希有なまちでございます。しかしながら、ほか自治体とも同様に、少子高齢化の波というのは、本市にあっても例外なく訪れるということは紛れもない事実となっております。

この先10年間、本市の真の真価が問われる非常に重要なものになってくると考えております。そこで、今、策定審議会のほうでいろいろと、市長の諮問機関である審議会のほうで議論、検討していただいております。それに伴って住民アンケートのほうも実施をされました。総合計画の方向性について今から問うていきたいと思っております。

これ、阿古市長になってからは、恐らく、第2次総合計画のときは、策定の段では前の市長の時代やったかなと思います。今回、第3次総合計画の策定に関わっては、市長の思いであるとか、施策であるとかというのをしっかりと反映していく大事なものになってくのではないかと考えております。

それでは、まず、第2次総合計画で達成できなかった課題について、市当局としてどのように分析をされているかというところをお伺いします。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 企画部の林本です。よろしくお願いいたします。

葛城市の第2次総合計画は、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間としておりまして、10年かけて策定当初に設定をした目標の達成を目指すものとなっております。本計画では目標の進捗管理は毎年行っておりましたが、見直し等は行っておりませんでした。そこで、10年という長い計画期間の中で、政策や社会情勢の変化などにより、当初設定した目標が現状とそぐわないものが出てきており、計画期間の折り返しのタイミングである5年目に住民アンケートを実施するとともに、各目標に対する見直しや修正を行えなかったという点が課題であると認識しております。さらに、第2次総合計画では100の数値目標を設定しております。数値目標を多く設定することで、各施策の取組状況を幅広く把握できる反面、評価の視点が分散され、施策の成果を総合的に評価しにくくなると考えております。

増田議長 西川議員。

西川議員 中間の見直しについては、ほとんどの自治体が、大体前期、後期と分けて5年間の区切りでやられておるのかなと思って、そういうふう感じておるところでございます。答弁にあったように、修正とか見直しができなかったという点については、しっかりと改めていただきたいというふうに思います。誰もが経験したことないパンデミック、コロナ禍、新型コロナウイルスの脅威であったりとか、武力による現状変更ですとか、世界的な起因によるような日本経済の低迷であったり、今、急激な物価高とかいうところもやはり今課題になっている。その中で5年間、見直し、修正については、葛城市の進む方向、スムーズに進めるためには、しっかりと中間というのもやっていただきたいなと思います。

それでは、もう少し踏み込んで、達成のできなかった政策目標について教えていただきたい。第2次総合計画で100の数値目標というのを掲げられておりました。特に達成ができなかった3つの柱、また政策目標についてはどのようなものであったのかというところをお聞

かせください。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 令和7年度に各課に照会いたしました令和8年度末の達成見込みの調査におきましては、100の数値目標のうち、45が達成見込み、38が未達成見込み、12が未定、2が不明、事業終了が3となっております。特に達成ができなかったものにつきましては、調和・共助の政策の柱では、豊かな自然の保全・継承の政策目標、壮健・学習の政策の柱では、誰もが生涯健康で過ごせるまちづくりの政策目標、活力・安全の政策の柱では、産業振興による地域の稼ぐ力の向上の政策目標が達成ができなかったものと考えております。

増田議長 西川議員。

西川議員 まだ令和8年度途中であるので、見込みというところもありますけど、未達成見込みというのがもう38あるということは、ほぼほぼもう達成できないようなことになってるんじゃないかなというところがございます。例えば、調和・共助の政策の柱では、豊かな自然の保全・継承の政策目標というところに関しまして、例えば、第2次総合計画では、循環型社会を形成し、ごみの減量化を進めるであるとか、多分そういうところできてきてないのかなというところを、それ分らないです。まだ分析をしておりませんので、そういうところがそれぞれの柱、そして政策目標で達成ができなかったというところがあります。それらの課題については、次の第3次の総合計画においては、これらの今の課題についてはどのように解決をしていくつもりですか。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 現時点におきましては、第3次総合計画の策定状況につきましては、葛城市総合計画及び葛城市総合戦略策定本部検討部会にて、各施策目標に対する課題の抽出や目指すべき姿、それに向けた具体的な取組や関連計画、数値目標の設定に向けた作業を行っております。この作業に当たりましては、各課と調整を行い、第2次総合計画の目標なども考慮しつつ、可能な限り、客観的かつ継続的に把握が可能で、施策の成果、進捗が分かりやすく確認できる効果的な目標を設定していきたいと考えております。また、第3次総合計画では、計画期間の折り返しのタイミングをめぐりに住民アンケートを実施するとともに、各目標に対する見直しや修正を行ってまいりたいと考えております。

増田議長 西川議員。

西川議員 この政策目標、第2次総合計画のほうなんですけど、私も分析をさせていただいております。やっぱり100というのは結構多いなと感じております。成果指標、K P I が、100の項目というのが結構多くて、そして施策の目標です。例えば施策の目標と本当に成果指標の項目が合致してるのかなというところが見受けられるのがよくあるんですね。だから、これ、次、掲げられる施策目標と成果指標、K P I が、その項目がしっかりとリンクするような形にしていきたいなと思います。多分、理事者の皆さんもこれ見てて分析をされていっておられると思いますけども、多分そう感じられることがあるのかなと思いますので、しっかりとその辺の成果指標のほうの項目をもうちょっと明確にさせていただくのと、簡素化ではないですけど、もうちょっとシンプルにされたほうがいいんじゃないかなというふうに感じ

ております。

それとまた、今、部長の答弁にもありましたけど、やはり中間の折り返し地点で、第3次総合計画については、しっかりと分析を、5年やったら5年をめどにしっかりと住民アンケートを実施するなりして、見直し、また修正、そのまま進むものもあれば、そのまま進めてもいいと思いますし、それをしっかりと分析していただきたいなというところを強く要望いたします。

それでは、本計画、私も3回、今、委員会、審議会のほうが開かれておりますけども、ずっと傍聴に出席をさせていただいておりますけど、その中でも、先日行われたところで、結構な委員の皆様が、基本理念について質問のほうを多く挙げられてました。大事にしたい基本理念について、キーワードとして、歴史と未来が調和、誰もが安心して住み続けられるというのを挙げられておりました。これはこういった背景とか思いで掲げられたのかというところを、市長、答弁よろしくお願いします。

増田議長 阿古市長。

阿古市長 この基本理念につきましては、策定審議会において、もう少し葛城市らしさを出してほしいとの意見があったために、再考する予定ではありますが、歴史と未来が調和については、これまで先人が築き上げていただいた歴史を大切にしながら未来をつくっていききたいという思いで、誰もが安心して住み続けられるあたたかいまちについては、全ての世代の方が住みよいまちづくり、温かい景色が広がるまちにしたいとの思いで挙げたものでございます。

増田議長 西川議員。

西川議員 第1次総合計画のときは、「悠久のロマンと時代の英知が織りなす爽快都市～葛城～」、第2次総合計画は、「歴史を重ね、未来を育む 時代を超えて愛される住みよい共存の都市葛城」ですね。今回は、今掲げられた、もうちょっと再考してほしいと、僕も言いましたけども、委員の方々の声がありましたので、その辺はまた変えられるんですけども、やっぱりここについては、理念かなり大事なところであります。市長のその10年間の思いというところをしっかりと言葉に乗せて進めていく1つの大事な要素になるんじゃないかなと思っておりますので、また次の策定委員会のとき、楽しみにしておりますので、よろしくお願いします。

あと、次、掲げられるであろうその理念に基づいて、本市のまちの将来像というところを市長にお聞かせ願いたいと思います。

増田議長 阿古市長。

阿古市長 将来像を話しますのには、まずは現状の分析から実は入らないといけないんですけども、今の葛城市の特徴といいますのは、非常に子どもたちが多いというのがほかの市町村と際立った差でございます。それがあつて、葛城市の一番大きな特徴かなと感じておるところなんですけども、私はよく子どもたちを宝物だという言い方をするのではなくて、葛城市の未来ですよというお話をさせていただきます。ですので、将来については、未来に対してどのような責任を果たせるのかということも含めた形を考えておるところでございます。

今、葛城市の子どもたちは非常に葛城市のことが大好きなんです。世界に羽ばたく子ど

もたちは当然羽ばたいていただきたい。その思いで応援はするんですけども、葛城市に将来住みたい、生活したいという子どもたちが安定して働ける場所があったり、利便性が整ったもの、そういうようなものを追求できるような形が、これからの10年間を考えますと、将来像の大きな姿であると考えております。そのために向かいまして、今現在、1つ1つ階段を積み上げるように、いろんな利便性を上げるための施策、企業誘致等を行っているところでございます。

以上でございます。

増田議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。市長おっしゃったように、子どもたちの小・中・高のアンケートの中でも、働き口、働く場所がないとかいうのが結構多かったんです。やはりそこに不安を感じているところの、あと商業施設が少ないであるとか、いろいろとあったんです。やっぱりその部分を解決して、葛城市の子どもたちの未来に投資をするということもこの総合計画ではしっかりと盛り込んでいただきたいなというふうに今感じたところでございます。本市のまちの将来像というのは、大体市長の、子どもたちへの投資、子どもたちの未来というところで思い描かせていただきました。

それでは、次、本市人口ビジョンについてなんですけども、2025年の国勢調査において、葛城市は奈良県において、先ほども言いましたけど、唯一、人口増になっております。まずはこの結果をどのように評価をし、分析をしているのかというところをお伺いしたいと思います。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 今回の結果につきましては、全ての世代の方が住みやすいまちづくりを目指して行政サービスを行った結果、住みたいまちとして評価いただけたものであると考えております。

増田議長 西川議員。

西川議員 今度は住みたいになってきております。住みやすさランキングから住みたいのほうに、今、葛城市もシフトしていこうかなというところかなと思います。絶対そっちのほうがいいとは思いますが。2023年の社人研将来推計人口においては、葛城市は2018年に比べて若干の下方修正がされておりました。全国では出生率が過去最低の1.14と、奈良県においても1.17とかなり低くなっていった状況でございます。本市の人口ビジョンの目標については、このまま下方修正することなく維持できるというふうにお考えであるのかというところもお聞かせ願えますでしょうか。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 2023年に国立社会保障・人口問題研究所が発表しました、葛城市の2025年の人口予測は3万6,624人でしたが、5月に発表されました2025年国勢調査の人口速報では、葛城市は3万6,841人という結果でございまして、220人程度、予想値より増加している状況でございます。また、葛城市の合計特殊出生率につきましては、数年前のデータではございますが、1.52程度であったと聞いております。これらの結果を踏まえますと、人口ビジョンの目標につきましては、下方修正することなく、現状維持もしくは微増になると考えて

おります。

増田議長 西川議員。

西川議員 葛城市は、今、特殊出生率は1.57と奈良県よりも上回っているなというところでございます。

そして、今のご答弁によりますと、現状維持もしくは微増というところで、このままの人口ビジョンの体系で推移するんじゃないかというところで聞かせていただきましたが、現状維持、微増ということなんですけど、毎月、本市で公表されております人口、また世帯数の調査ですけども、令和5年と6年までは3万7,800人から3万7,900人程度、維持また伸ばしておったんです。そうなんですけども、令和7年度から徐々にやはり減少してきております。社会減がもちろんあるんですけども、令和7年12月では3万7,671人となっております。直近の令和8年6月では3万7,593人と確実に減少してきております。これについては、物価高や金利の上昇の割に所得というのはなかなか上がってきません。住宅購入の買い控えとか、ローンアウト、ローンが組めないとか、なかなかいろんな要因があると思うんです。

これまで本市においては、比較的安価な価格で住宅取得というのが可能でありました。本市への多くの市外からの転入、市外から本市への転入者があったり、また、行政サービスにあっても、18歳までの医療費無償化であったりとか、水道料金の安さであったり、第2子以降の0歳から2歳保育料の無償化や、子育て世代にとっても家計的にかなり助かるものが多く見受けられたという、これが人気があったというところが葛城市の転入の多さであったんかなと思います。

これから先、答弁にもあったように、現状維持、または微増とすると、やはり本市のブランディングを含めた、真の住みたいまちになる必要があると考えます。また、第2期総合戦略の中で、令和2年に総合戦略を見直されてるんですけど、一部ですかね、見直しじゃなくて、一部下方修正であったり、上方修正であったり、修正をされておるんですけど、その総合戦略の中で市長が掲げられました人口5万人チャレンジについて、この第3期総合戦略にあっても掲げられるつもりなのか。そうであるならば、飛躍的に人口増となる取組においても、第3次総合計画に盛り込んでいく方針であるのかというところをお聞かせください。

増田議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。きっと聞かれるかなと思ってたところを聞かれたものですから。5万人チャレンジという言葉を使わせていただいております。5万人構想ではないということをご理解いただきたいと思います。チャレンジする気持ちを持っていないと絶対にそこにはたどり着けない。もしくは、そこにたどり着けなくても、今現在の人口減の逆風には向かっていけないという思いの中のチャレンジという言葉の表現を選んだところでございました。おっしゃるように、ここ近年はといいますと、コロナ禍以降、物価上昇等もありまして、葛城市の場合は、どちらかといいますと、分譲住宅を主体とした人口増、一戸建てのほうを主体とした人口、新しい世代を求めてきてまいりましたので、なかなか今の物価高等の影響を直接受けているのかなと感じておるところでございます。

銀行の方とお話ししましても、なかなか若い世代はローンを組めなくなっているというようなどころまで来ているというようなお話でございますので、今現在、これから賃貸を

どうするのかということもあるんですけども、若い世代だけを実は求めてるわけではないんですけども、それが市の中でどういうタイプのものをこれから開発として求めていくのかというのは考えていかないといけないかなと感じておるところでございます。

議員ご指摘のように、葛城市の合計特殊出生率、これは地方は5か年平均で出てきますので、1.52という、東京が0.96という非常にショッキングな数字が出てくるんですけども、葛城市の場合は、合併した当時が1.31でございました。ですので、順調にとは言いませんけども、そういう意味におきましては、出生率も上がってきている。前回のたしか総合計画には、最終目標は2ですよという、当然、1人の女性がお二人の子どもを産んでいただけるということは理想の姿でございますので、それを目標にするということはあるんですけども、少しでもその数字を上げられるようにということを考えております。それを上げようとすれば何が必要なのかといいますと、やはり生活環境です。1人の子どもより2人産んでみたい、3人産んでみたいと感じていただけるような、そんなまちでなければ、私はその数字は達成しないと思っております。

ありがたいことに、葛城市は3分の1が山麓エリア、山でございます。3分の2は平たん部でございます。よく私、今、市政フォーラム回ってるんですけども、いろいろお話しする中で、山が3分の1あるということが、どれほど子どもたちの環境にとって、教育にとって大切なものなのか。もしくは、憩いという気持ちの部分で大切なのかというお話はさせていただきます。直接、水道事業等の話もありますけども、そうではなくて、広い意味のソフト事業において、もし、この山、今後、葛城二上山に渡る連峰がなければ、ない風景を想像してください。そうした場合、どのようなまちの姿を将来描こうとしようと感じますかというお話をさせていただきます。そのような総合トータルの中での生活環境づくり、子育て、教育も含めた中の環境づくりが、これからの葛城市の更なる次のステップの強みになると私は感じております。

以上でございます。

増田議長 西川議員。

西川議員 いろいろ思いを語っていただいて、人口5万人チャレンジについては、次に掲げますかという答えは……。

(「気持ちは同じです」の声あり)

西川議員 気持ちは同じ。分かりました。掲げられるのかなというところです。いろいろと市長のほうもその思いがあって5万人チャレンジを掲げていただいております。確かにその気持ちがなかったら、もしかしたら、今みたいに微増であるとか、減少がもっと早くなっていった可能性ももちろんあると思います。ただ、僕、やっぱり葛城市に足りないのはブランディングやと思っております。これも何回か一般質問でもさせていただいておりましたけど、やっぱり住みたいというまちになってほしいなという思いがあります。あこの場所に住みたい、例に出したらあれですけど、例えば真美ヶ丘に住みたいと、この近辺でしたら、馬見に住みたいとか、結構住みたいって何かなと思ったら、やっぱり道路であったりとか、ちゃんとしっかり整備をされてたりとかいうところもございますし、その辺も総合計画でしっかりと

考えていただいて、葛城市の50年後とか、やはり子どもたちがここで住み続けられるまちというところをしっかりと考えていっていただきたいなと思います。時間が足らんようになりますね。

それでは、次に、第2次総合計画にあっては、3つの柱の中でそれぞれに政策目標を掲げた体系となっておりましたが、第3次総合計画では、柱はつくらず、7つの政策目標を主軸に持ってこられております。これについては、具体的に進める中で分かりやすくなって、私はよいのではないかなと感じました。政策目標、人を呼び込む、活力と魅力あるまち、これについては、関係人口、また交流人口、そして本市のプロモーションに関わる目標であると感じたところでございます。アンケートにおいても、多くの市民が日頃の買物などの便利さに不安を感じたり、これからの本市を担う小・中・高生は、働く場所があるところを住まいとして重視するといったものになっておりました。人を呼び込み、また人を本市から流出させないためにも、新たな産業用地の確保や企業誘致、商業施設の誘致が必要と考えられます。施策目標にも示されておりますが、目標達成に向けた具体的な取組としては、どのように考えられておりますか。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 政策目標の1つであります、人を呼び込む、活力と魅力あるまちにつきましては、非常に重要な政策であると考えております。アンケート調査結果においても、多くの市民の方が日頃の買物などの不便さに不安を感じたり、これからの本市を担う小・中・高生の約4割は、将来葛城市に住みたいと思っておられます。小・中・高生のアンケート結果でも、住まいの場所を選択する際に重視することの1位が、働く場所、仕事があることとなっていることから、新たな産業用地の確保や企業誘致、商業施設誘致は定住人口の増加にもつながっていく重要な政策であるため、重点的に取り組んでいきたいと考えております。ただし、具体的な取組等につきましては、現在、各部署で検討している状況でございます。

増田議長 西川議員。

西川議員 取組については検討を重ねられておることですけれども、ぜひとも、私がこれまで一般質問してきた企業誘致のための、例えば優遇メニューの拡充であったりとか、企業立地のための産業用地の確保に力を入れていただきたいなとお願いをいたします。

葛城市には、7つの駅と主要な幹線道路もあります。京奈和道では、御所インターチェンジ付近で産業の集積地もございます。今進めておる新村工業系ゾーンとの相乗効果であったりとか、そういうところも期待をされるところでございますし、南阪奈道路では、葛城インターチェンジエリアを活用したにぎわいの創出というのも大事でございます。また、県道30号線から、また国道165号線、いわゆる山麓線は、北に向かって西名阪の柏原インターチェンジもありまして、産業用地確保には適したエリアも考えられるところでございます。近隣の例えば御所市であったり、香芝市とも連携を取りつつ、相乗効果で企業誘致、また企業立地に努めるように、本計画においても勘案していただきたいなと要望をしておきます。

それでは、次に、基幹道路や駅前の整備により、暮らしやすく住みたいまちの実現を図るといった施策目標がありますけれども、第2次総合計画にも同じ施策目標が掲げられておりま

した。アンケートにあっても、今後、葛城市が力を入れて取り組んでいくべき行政サービスの分野で高い割合を示されておりました。このことを受けて、同じく目標達成に向けた具体的な取組としてはどのように考えておられるか、お伺いします。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 施策目標の1つでございます、基幹道路や駅前の整備により暮らしやすく住みたいまちの実現を図ります、につきましては、政策目標の、人を呼び込む、活力と魅力あるまちの施策目標として掲げております。これにつきましては、第2次総合計画においても、基幹道路や駅前道路、地域交通ネットワークの整備を進めるとして施策目標に掲げておりました。今回のアンケート調査結果においては、市民の方も重要度が高いと感じておられるにもかかわらず、満足度は低いという結果になっております。また、葛城市の悪いところでも、交通、通勤、通学が不便と感じておられる方が多く、この点につきましては葛城市の課題であると考えております。この利便性を少しでも高めていくことは重点的に取り組んでいきたいと考えておりますが、こちらも具体的な取組等につきましては、現在、各部署で検討している状況でございます。

増田議長 西川議員。

西川議員 基幹道路の整備については、この10年間に於いて、進捗というのは、これは僕の中ではほとんど見られておりません。新町・柳原線や中道・諸鉾線、例えば仮称弁之庄・木戸線、新市建設計画においても掲げられているにもかかわらず、進捗が見られないという感じとなっております。また、地域交通ネットワークの整備についても、コミュニティバスについては、運転手などの人材確保、利便性のよいルートや便数の課題、予約型乗合タクシーの利便性の課題についてもしっかりと検証していただき、新たな手法による地域交通の確保についても検討をしていただき、第3次総合計画にも盛り込んでいただきたいと要望をいたします。

それでは、次に、地域の魅力向上と情報発信、宿泊施設の誘致を進める施策目標を掲げられておられますけれども、道の駅かつらぎ、また、しあわせの森公園、ふたかみパーク當麻、當麻寺や竹内街道などを代表とする歴史遺産、また、雄大な山麓地域に広がる自然遺産を本計画においてはどのようにブラッシュアップをして、関係人口、また交流人口の拡大につなげていくのかというところをお聞かせ願えますか。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 政策目標の、人を呼び込む、活力と魅力あるまちの中の施策目標であります、地域の魅力向上と情報発信、宿泊施設の誘致を進め、シティープロモーションの充実を図るための課題の抽出や目指すべき姿、それに向けた具体的な取組や関連計画、数値目標の設定につきましては、現在、各部署で検討を行っておりますが、外部の方に向けての葛城市の魅力を戦略的に発信することで関係人口、交流人口の拡大を図り、ひいては定住人口の増加にもつながるように取り組んでいきたいと考えております。

増田議長 西川議員。

西川議員 道の駅かつらぎ、旧奈良県の社会教育センターを含む葛城インターチェンジエリアのにぎわいを創出するまちづくりについては、今、市も県も一緒になって進めていただいていた

るというふうに思っておるところでございますが、葛城市の歴史、また文化遺産の効果的な発信、例えば、ユネスコの世界遺産の登録に飛鳥・藤原の宮都が、来月ですかね、認定をされる予定となっておると聞いております。これに関連づけた本市の魅力を発信すること、また、より中南和観光の、あの葛城インターチェンジについては、道の駅については、中南和観光の入り口の発信というところも掲げられておりますので、その強化する計画というのを盛り込んでいただきたいなというふうにも要望いたします。また、相撲の聖地を全国、全世界に発信し、それに関連する食や体験などのコンテンツを民間事業者とも連携をして推進することで交流人口の増加を期待するところでもございます。

それでは、次に、政策目標の、未来に向けたこどもの育ちと学びについて伺いますが、子育てするなら葛城市を更に進めるために、第3次総合計画の中で新たに考える本市独自の子育て支援策や教育環境の整備内容は、具体的にはどのように考えておられますか。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 政策目標であります、未来に向けたこどもの育ちと学びの中の各施策目標に対する課題の抽出や目指すべき姿、それに向けた具体的な取組や関連計画、数値目標の設定につきましては、現在、各部署で検討を行っておりますので、現時点での答弁につきましては難しいと考えております。

増田議長 西川議員。

西川議員 僕、今、各論のほうをずっと話しさせていただいてるんですけど、まだ今、策定途中なんで、各課のほうでもんでいただいているというところがございますので、なかなかそういう答弁になるのは仕方がないなというところがございますので、ただ、私の要望だけはきっちりここでしっかり話しさせていただきたいなと思います。

小・中・高生のアンケートを見ると、学校などの勉強する場所、環境がよくない。文化・スポーツ施設が利用しにくいなど、比較的高い傾向で見受けられました。小学生に関しては、学童の整備などで放課後の居場所づくりは整備されておりますけれども、中・高生が利用できる居場所の整備も進めていくべきであると考えております。例えば、誰もが利用できる学習支援や地域交流拠点の整備も挙げられます。また、葛城市は、妊娠期から切れ目のない支援を打ち出して事業を進めておられますけれども、アンケートに、今後、葛城市においてどのような支援が必要かという項目に、多数の方が、産婦人科や小児科の充実、保育サービスの充実、安全で安心して子育てできる地域の環境整備というのが占められておりました。

本市が、子育てするなら葛城市を更に進めるには、産婦人科、小児科などの誘致によって医療体制の充実を図ること、また、病児・病後児保育の充実を図ること、子どもたちが安心して遊べる居場所をつくること、また、経済的な支援においては、習い事や学習支援の補助にあっても、施策として必要になってくると考えておるところでございます。これについても第3次総合計画を考えられる際には、頭に入れて検討していただきたいと思います。

次に、アンケート項目にある、葛城市の悪いところについて、小・中・高生及び住民の1位が、交通、通勤、通学が不便、2位が、日頃の買物が不便について、本市としてどのようにこれを受け止めて、また、第3次総合計画に具体性を持って取り組むのかというところ

お聞かせ願えますか。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 施策目標に対する課題の抽出や目指すべき姿、それに向けた具体的な取組や関連計画、数値目標の設定につきましては、現在、各部署で検討を行っておりますが、ただし、アンケート調査結果である、葛城市の悪いところとして回答のあった、日頃の買物などが不便や、交通、通勤、通学が不便という点につきましては、リーディングプロジェクト、すなわち重点政策として設定して取り組んでいきたいと考えております。

増田議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。次、リーディングプロジェクトの質問をしますので、ここに掲げられましたリーディング、後に回しますね。

次に、政策目標、誰もが尊重し合う、心豊かな社会の施策目標に、日常に輝きと潤いをプラスする活動を推進しますとあります。具体的にはどのようなものでございますか。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 政策目標、誰もが尊重し合う、心豊かな社会の中の施策目標である、日常に輝きと潤いをプラスする活動を推進します、につきましては、関連分野といたしまして、生涯学習やスポーツなどを想定しております。

増田議長 西川議員。

西川議員 これ、また次、スポーツ振興のほうで聞かせていただきます。すいません。

それでは、第3期総合戦略について、葛城市は第2期総合戦略を、国の打ち出したデジタル田園都市国家構想総合戦略を反映して部分的に改訂をされました。第3次総合計画との整合性を持たせるために計画期間を2年間延長したという経緯もございました。これにあっては、議会においても承認をいたしまして、より効果的であると判断したものであります。また、それぞれの数値目標、K P Iについても上方修正をかけられております。その根拠、また令和8年度において達成できる見込みはあるのかを伺いたいと思います。また、未達成のものはどのように分析をされておりますか。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 計画期間を2年間延長するに当たりまして、各課にて現状や進捗状況を考慮して、それぞれの数値目標、いわゆるK P Iの見直しを行いましたので、上方修正したものや下方修正したものがございます。最終的には、葛城市新総合戦略策定等委員会で内容の確認及びご意見をいただいた上で修正をしております。

令和8年度の達成状況の見通しにつきましては、昨年度に、令和7年度に各課に照会した結果、16のK P Iのうち、達成見込みは7、未達成の見込みが2、未定が7となっております。未達成の見込みのものの分析についてでございますが、全体の分析ということで答弁させていただきますと、新型コロナウイルス感染症による影響が大きかったのではないかと考えております。

増田議長 西川議員。

西川議員 また、未達成の今見込みと未定の項目については、どのような項目でございましたか。ま

た、未定というのはどういう分析であるのか。また、令和８年度までに達成できるかどうか微妙なところというご認識なのかということもお聞かせ願えますか。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 この令和８年度の達成状況の見通しにつきましては、令和７年秋頃に調査したものでございます。その時点での未達成の２項目につきましては、子育て世帯数、市内の販売農家戸数でございます。また、未定の７項目につきましては、子どもを有する４４歳以下の女性の就業率、市内と市外の相撲発祥の地の認知割合、綿弓塚の来場者数、男女の健康寿命、コミュニティバスの環状線ルートの年間利用者数となっております。未達成の見込みと未定につきましては各課で判断してもらっておりますが、未達成につきましては、明らかに達成できない項目であり、未定につきましては、その時点においては、達成とも未達成とも判断できないため、未定となっているところでございます。

増田議長 西川議員。

西川議員 第３次総合計画と第３期総合戦略、人口ビジョンを統合させて効率性と整合させるという、これを担保する手法については、一定理解を示します。ほかの自治体も結構これやられてるところありましたので、調べさせていただいたら。ただ、国の地方創生に関する総合戦略に掲げられたその骨子とされる、強い経済、また、２で言われてるのが豊かな生活環境、また、選ばれる地方というのが、本市の進める総合計画に整合性を持たせることができるのかというところを伺いたいと思います。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 国の総合戦略につきましては、令和７年１２月に、デジタル田園都市国家構想総合戦略の後継となる令和７年度から５か年の新たな国の戦略計画である、地方創生に関する総合戦略が策定されております。この地方創生に関する総合戦略で整理された施策をベースとして、強い経済の実現に力点を置いた全体戦略である地域未来戦略が、令和８年夏をめどに取りまとめられる予定となっております。また、国から交付されます地域未来交付金を活用して新しい事業を行う場合、自治体の総合戦略にその事業や目指す目標が位置づけられており、整合性を図ることが条件となっていることから、第３期葛城市総合戦略の策定につきましては、最上位計画である葛城市第３次総合計画や国の総合戦略と整合性を持たせ、戦略的に策定していくことが重要であると考えております。

増田議長 西川議員。

西川議員 今、国で定められているところで、例えば、例で言いますと、強い経済、政策目標１やったら、スマート農林水産業の推進とか、こういうこととか、例えば豊かな生活環境でしたら、交通空白の解消に向けた地域交通のリデザインの全面展開、これは地域公共交通のことについてやと思います。これをＩＣＴ、ＤＸを使ってしっかりと進めていこうよというところが、国の今、方針であるかなと思います。これとしっかりと総合計画も葛城市の総合戦略もリンクをさせて、未来交付金をしっかりと獲得せなあきませんので、そこに乗った総合計画としていただくように要望させていただきます。

それでは、次、重点施策と今回、第３次総合計画の中で挙げられております。その中で、

いろいろと挙げられておるんです。リーディングプロジェクトとは何ぞやといふところなんですけど、重点政策として挙げられております。その中で、旧當麻庁舎跡地エリアのにぎわいの創出であるとか、市民の命を守る防災対策の推進であるとか、尺土駅前整備の事業であるとか、企業誘致、産業の創出、また、葛城インターチェンジ周辺地区の活性化、豊かな自然環境を生かした山麓地域の活性化、6項目挙げられております。これはどうやって決められたのかというところをお伺いしたいと思います。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 リーディングプロジェクト、すなわち重要政策につきましては、アンケート調査結果での市民の方から回答のあった、葛城市のよいところ、悪いところ、また、住まいの場所を選択する際に特に重要視するところ、また、市内モニター、調査結果での、住まいの場所を選択する際に特に重要視するところ、さらに、現在実施しております各地区での市政フォーラムでの意見を基に、これからの市のまちづくりの方針等を考慮した上で設定をしております。

増田議長 西川議員。

西川議員 これについては、こういうふうに見えるようにしっかりと打ち出して進めていくということとは重要なと思いますし、これも幾度となく、ほかの議員もそうですし、市民の皆様が訴えられてきてる。僕もこれ訴えてきてることもあります。これについてはしっかりと進めていただきたいと思いますけど、ただ、関連の政策目標の中でばらつきがあるので、その辺はしっかりとそれぞれの政策目標から1個ずつもうちょっと見つけていただいて、重点政策に落とし込むとかいう作業はしていただきたいなというふうに感じたところでございます。

時間がないもので、第3次総合計画についてはこの辺で締めたいんですけど、これは本来に、葛城市の市政の10年間を見据えたしっかりとした計画にしていきたい。市長の示す方向というのもしっかりと打ち出していきたいというのと、市民の皆様が満足して、この葛城市に住んでよかった、また、市外の人が住みたいと思えるようなまちづくりをしていただくこと、これをしっかりと総合計画の中に表していただきたいなというふうに希望をいたします。

それでは、次に、スポーツ振興についてといふところなんですけど、まずは、部活動、今、地域展開をこの4月からされていっておりますけども、現時点での部活動についてはどのような形で実施をされているのか。各中学校及び各種目について伺いたいと思います。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。よろしくお願いいたします。

本市には両中学校合わせまして34の学校部活動がございます。約76.8%の生徒が加入しており、このうち休日に活動を行っている部活動については、全て地域展開を行い、原則として、それぞれの中学校単位で活動を継続しております。地域クラブの数は27クラブで、指導者については、33名の地域人材、29名の兼職兼業で、指導を行う教員の合計62名となっております。サッカーとバレーボールの種目については、一方の中学校で部員数が不足しているため、合同チームで活動できる体制を整えております。また、柔道とソフトボールの種目に

については、一方の中学校にしか部活動がございませんが、休日の地域クラブについては、両中学校から参加できる体制を整えております。

増田議長 西川議員。

西川議員 その中で、生徒とか保護者、進めていただいてる中で、混乱や不具合等を訴える声はありますか。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 4月より、地域クラブに関する相談及び学校生活に関する相談窓口として、学校教育課内に学校パートナー支援窓口を開設しております。その相談窓口への地域クラブに関する問合せは、活動内容への質問や地域クラブ専用アプリの使い方など、数件寄せられています。現状は大きなトラブルなく進められていると認識しております。

増田議長 西川議員。

西川議員 市外で行われているクラブに所属する人たちもいるんですね。また、そうせざるを得ない種目の場合において、種目によると思うんですけど、中体連が開催をする試合に出れないということを開き及んでいます。そのような現状を把握しておりますか。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 本市には、これまで学校部活動として大会に出場していた種目については、一部合同チームになっているものの、全ての種目において地域クラブをつくり、大会への参加ができる体制を整えています。したがって、本市に地域クラブがないために、市外で行われているクラブへ所属、またはそうせざるを得ない状況はないものと認識をしています。ただし、生徒本人や保護者の希望により私設のクラブチームに所属することで、一部の種目において、中体連主催の大会への参加ができないといった事例については把握しております。

増田議長 西川議員。

西川議員 そうなんですね。市でやってる地域クラブについては中体連の大会も参加できるんですけど、今、合同とかでやってるところに参加せずに、もうちょっと上のレベルを目指したいなというところの方々も一定数おられます。小学校からしっかりやってきて、次、中学校に上がったときに、やっぱり勝ち負けというところにこだわりたい方というのも一定数おられると思うんです。もちろん試合とか競技ですから。そういう方については、試合の回数というのが、どうしても地域クラブじゃなくて、外のクラブチームに参加してせなあかんという状況が生まれてきた中で、やっぱり試合数というのも少なくなっているというのも聞いております。これについてどう解決していくかという、なかなか難しいとこなんですけど、僕は、地域クラブにおいても競技をしっかりとやる、すみ分けが必要なのかなと思います。例えば体を動かす。部活動を楽しんでやる。競技にしっかりと専念してやるというところが必要なかなというところは感じておるところでございます。

何個か飛ばしますね。

それでは、次、施設について、スポーツ施設の老朽化と維持管理について伺います。前々回の一般質問において、施設の設備の老朽化、更新について伺いました。市独自の工作物などのチェックリストの作成や定期的な調査などについては、他市の事例も参考にしながら、

技術職員とともに研究させていただきますと答弁されました。その後の進捗はどうでしょうか。

増田議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 市独自のチェックリストの作成及び定期的な調査等につきましては、スポーツ庁のスポーツ施設の安全管理についての資料や、日本スポーツ施設協会によるスポーツ施設の維持管理マニュアルでの事例紹介、また、他市で作成されている施設点検マニュアル等を参照し、点検方法や点検チェックシートの作成について、市技術職員とともに研究をさせていただいております。今後は、点検チェックリストの作成と、市技術職員とともに各施設の設備等の状況について確認をさせていただきたいと考えております。

増田議長 西川議員。

西川議員 もう時間がないので、私のほうで話させていただきますね、これから。今こうやって施設、国スポも準備室も設けられて、施設の整備というのも力入れていかなあかんとこでございます。喫緊に対応するもの、計画的に更新をしていくもの、これをしっかりと分けていただきたいなと思います。それについてはリストをやっぱり作成せなあかんというふうに思います。例えば第1健民グラウンド、この前、インターハイの決勝、残念ながら、市長の母校である畝傍高校と、残念ながらじゃないけど、僕の母校である育英高校と決勝を行いまして、52年ぶりでしたかね。51年ぶりにインターハイの決勝、これは本当に畝傍高校、すごいいいチームやったと思います。ただ、その中で、僕も見に行きましたけど、便所ひどいです。本当に。あこのね。みんな、あそこ、女性の方でも特にしがりません。やっぱりこれについては、国スポに向けて整備をするのか。喫緊で対策をしていくのか。しっかりこれはやっぱり、これはもう市民の皆様というよりも、市民の皆さんもそうですけど、恥ずかしいですよ、これは。みんな市外から来られるから。やっぱりその辺もしっかりと含めて検討していただきたいというふうに思います。

あと、ほか、国スポに絡んでの施設整備もそうなんですけど、そうじゃないところのスポーツ設備、例えば野球のバックネットとか、ああいうところも市民さんからかなり要望を受けております。やっぱりそういうところも定期的にチェックリストを作成して、優先順位をつけてやっていくとこと、まだこれは大丈夫だというところをしっかりとすみ分けをしていただきたいなというふうに強く要望しておきます。

それでは、核心のスポーツゾーンについて行きたいんですけど、第3次総合計画において、本市のスポーツ振興、現段階において施策目標は、残念ながら、スポーツ振興について感じることができなかったんです。第2次総合計画において掲げられております、運動の場の形成を通じた市民の健康の増進目標を達成する具体的な取組についてお聞かせ願いたいんですけど、もう時間がないので、これ、要望させていただきます。これ、市長に答弁していただくと思ったんですけど、市長、これ、今、国スポでも盛り上がってます。樫原運動公園もリニューアルされていくということも伺っております。葛城市、スポーツをする場所というところをやっぱりゾーンとしてしっかりとつくっていただきたいなと思います。ウェルネスなんかはすごいやってますし、あそこら辺を健康増進する場所、また、コミュニティを

形成する場所として、スポーツゾーンは確立をさせていただきたいなと本当に思います。

ほんで、稼ぐ場所、これについても、あそこ、スポーツツーリズムであったり、市外からも、そういう大会であったり、誘致をしてしっかりと稼ぐ場所に持って行っていただきたいなというふうに強く思います。これ、市長に答えてもらおうと思ったんですけど、時間がないので、「はい」か「いいえ」か、言うてもらえますか。検討しますか。

増田議長 阿古市長。

阿古市長 スポーツ好きですんで、いろんな考え方を導入していきたいなと思ってます。
以上です。

増田議長 西川議員。

西川議員 以上で私の一般質問を終わります。

増田議長 西川善浩議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。なお、午後 1 時30分から会議を再開いたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 6 分

再 開 午後 1 時 3 0 分

杉本副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

次に、2 番、木村公議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

木村議員。

木村議員 皆さん、お疲れさまです。木村公です。議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回は大きく 2 点。1、屋外施設のトイレの整備について。2、屋敷山公園周辺施設の整備についてです。

これよりは質問席にて行います。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 それでは、よろしくお願いします。

まず初めに、3 月から 6 月までの間に、また小さなことをいろいろお願いして、給食のレシピの公開など、いろいろ、市長と副市長にもいろんな細かいことをお願いしたことをしていただき、ありがとうございました。引き続き、またよろしくお願いします。

それでは、質問に入らせていただきます。

1 つ目です。屋外施設のトイレの整備についてお聞きします。現在、葛城市の屋外施設はどのようなものがあるか、教えてください。

杉本副議長 西川教育部理事。

西川教育部理事 教育部の西川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育部管理の屋外施設につきましては、屋敷山公園、新庄第 1、第 2 健民運動場、當麻健民運動場、農村広場、新町公園球技場、新町公園テニスコート、屋敷山公園テニスコートがございます。

杉本副議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 都市整備部の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

都市整備部所管の屋外施設は、都市公園条例等に基づく公園がございます。

杉本副議長 葛本市民生活部長。

葛本市民生活部長 市民生活部、葛本でございます。よろしくお願いいたします。

市民生活部管理の屋外施設は、葛城山麓公園がございます。

以上です。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 ありがとうございます。その中でも屋外トイレ、それはどこにありますか。

杉本副議長 西川教育部理事。

西川教育部理事 屋外トイレは、屋敷山公園と當麻健民運動場にそれぞれ1か所、新庄第1健民運動場と農村広場にそれぞれ2か所ございます。

杉本副議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 都市整備部所管のものにつきましては、木戸池公園、大池公園に屋外トイレがございます。

杉本副議長 葛本市民生活部長。

葛本市民生活部長 市民生活部からは、葛城山麓公園に屋外トイレがございます。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 ありがとうございます。各課にわたって、いろいろ担当のやつがあると思いますが、そのトイレの清掃はされているのか。されているなら、その頻度をお願いします。

杉本副議長 西川教育部理事。

西川教育部理事 屋敷山公園につきましては、毎週月曜日にシルバー人材センターにより清掃が行われております。また、新庄第1健民運動場につきましては、開館日にシルバー人材センターが、當麻健民運動場と農村広場につきましては、週1回、委託業者により清掃が行われております。なお、それ以外の日につきましても、適宜職員が清掃を行っております。

杉本副議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 木戸池公園、大池公園の屋外トイレにつきましては、毎週月曜日と木曜日に、シルバー人材センターにより清掃が行われております。

杉本副議長 葛本市民生活部長。

葛本市民生活部長 葛城山麓公園の屋外トイレにつきましては、常駐しております会計年度任用職員が開館日には清掃を行っております。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 しっかり清掃されているということなので、更にお聞きします。その際に、壊れているなどの報告は最近ありましたか。私が確認しに行った男子トイレ、バリアフリースイートイレの中で、木戸池公園のバリアフリースイートイレは、ドアが固くて開けにくく、中が少し見えて確認できましたけど、清掃されていないようにも思いましたが、どのような管理をされていますか。また、書面等で管理されているのか、お聞きします。

杉本副議長 西川教育部理事。

西川教育部理事 令和8年度におきましては、壊れているなど不具合の報告は受けておりません。報告は書面でいただいております。

杉本副議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 木戸池公園の不具合につきましては報告を受けております。不具合箇所につきましては、清掃がしにくい状態がございます。清掃等の報告については書面で請負先から報告を受けておりますが、故障については口頭にて報告を受けておりまして、職員が不具合を確認しております。

杉本副議長 葛本市民生活部長。

葛本市民生活部長 葛城山麓公園につきましては、清掃時に不具合が見つけれられた際には、所管する環境課に電話連絡が入るようルールづけをしています。連絡を受けましたら、担当職員が現状を確認し、修繕等の対応をしております。令和8年度におきましても、トイレに紙おむつを流した方がおられ、トイレが詰まる事例がございました。その際は、会計年度任用職員からの連絡を受け、職員が確認した上で修繕業者に依頼し対応しております。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 掃除はされて、報告も書面でいただいているってこれで分かったんですけども、どうしてもトイレ、僕、学校のトイレとか、いろいろ言わせてもうてるんですけど、報告を受けていただいても、しっかりほんまにそれできてるか、抜き打ちじゃないですけど、しっかり見ていただいて、清掃面行き届いてるか、再度確認のほうだけ、よろしくお願いいたします。

また、そのトイレ、今現在、洋式化になってるのか。また、それは乾式化、耐震工事はされてるのか、お聞きします。

杉本副議長 西川教育部理事。

西川教育部理事 屋敷山公園と新庄第1健民運動場につきましては、男性用、女性用いずれも洋式でございます。また、當麻健民運動場と農村広場につきましては、男性用、女性用いずれも洋式、和式が設置されております。なお、全てのトイレは湿式でございまして、耐震性につきましては、現在のところ確認できておりません。

杉本副議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 木戸池公園、大池公園の屋外トイレにつきましては、男性用、女性用とも和式で、多目的トイレは洋式となっており、いずれも湿式となっております。耐震工事につきましては施工されております。

杉本副議長 葛本市民生活部長。

葛本市民生活部長 葛城山麓公園の屋外トイレは、火葬場に隣接します駐車場と公園入り口付近の2か所ございます。駐車場にございますトイレは、男性用、女性用ともに洋式で、公園入り口付近のトイレは、男性用、女性用とも和式となっており、いずれも湿式です。新耐震基準導入以降に設置されたものであるため、耐震性は有していると考えられます。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 一応洋式もあるし、和式もあると。湿式なんです。湿ってる状態で、湿式、乾式いうたら、下が乾いてる状態か、そういう工事があるんですけども、これ、下がべちょべちょやったら、

掃除した後はどうしてもぬれたままで、衛生面がどうしても悪くなると思いますので、その辺もいま一度確認もしていただきたい中で、全てのトイレが湿式であると、衛生面、臭い、バリアフリーの高齢者のことも考えると、洋式、乾式にしたほうがよいのではないかと私は考えますが、どのようにお考えか。また、耐震性についても確認する必要があると私は考えますが、確認はされないのか。お願いします。

杉本副議長 西川教育部理事。

西川教育部理事 ユニバーサルデザインの観点からも、誰もが使いやすい環境整備は重要であると考えております。また、耐震性につきましては、建築時期や構造の状況確認を行いながら、必要な対応について検討してまいります。

杉本副議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 環境の整ったトイレは必要と考えております。耐震につきましても今後検討していきたいと考えております。

杉本副議長 葛本市民生活部長。

葛本市民生活部長 洋式、乾式のメリットは十分周知しております。他施設との調整を図りながら、検討の必要があると考えます。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 どうしても、やっぱり今、子どもたち、特に和式でできないとか、様々、特にどうしても、何か葛城市、トイレが、僕はいろいろ回らせてもらんですけど、どうしても汚いのと、やっぱり遅れてるなという、その辺が思います。その辺に関して、やっぱり丁寧にさせていただきたいのと、あと耐震性ですね。耐震性は確認されたほうが、一応建築物にも当たるんで、耐震性、昔、トイレって特にブロックで積んでるトイレとか、いろいろあると思うんです。その辺もしっかり確認して、耐震性が保たれているのであれば問題はないと思うんですけど、今現在、耐震性もないのにトイレ使わすかという、その辺もありますんで、特に屋敷山公園のトイレは、確認また後でしてほしいんですけど、大きなクラック入ってます。これ、本当に大丈夫なのか、また確認を至急にさせていただきたいんです。耐震性のこともありますけども、次に、その中で指定緊急避難場所はどこですか。

杉本副議長 西川教育部理事。

西川教育部理事 教育部所管の屋外施設の中で、屋敷山公園、新庄第2健民運動場、新町公園球技場、當麻健民運動場でございます。

杉本副議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 都市整備部所管のトイレにつきましては、指定緊急避難場所はありません。

杉本副議長 葛本市民生活部長。

葛本市民生活部長 市民生活部からも、指定緊急避難場所はありません。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 先ほどの質問でも耐震性聞きましたけども、指定緊急避難場所にもなるところで耐震の確認をされていないのは本当に大丈夫なのか。もしものとき、大地震等で避難されてきてトイレ行かれたときに、余震、そんなんでも倒壊しないのか。また、屋根の上にスレート瓦、今現

在、またアスファルトシングルというのが、昔、アスベストが含まれてるのがあったんです。アスベストの観点からもしっかり確認してほしいんですけども、もし、含まれているのであれば、倒壊すれば飛散します。そのようなことも含め確認が必要と考えますが、どうお考えですか。

杉本副議長 西川教育部理事。

西川教育部理事 屋敷山公園は昭和50年に開園しておりますので、園内の周辺施設の建築時期や構造の状況確認を行いながら、必要な対応について検討してまいります。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 昭和50年の開園で、トイレをいつ造られたか分かりませんが、新耐震基準は昭和56年の6月1日からのはずなので、新耐震、年度も違いますので、確認してください。これは本当に確認していただきたいです。ほんで、屋根材のアスベストも、ある、なしのことも早急に確認してもらいたいんで、これは強く要望いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、指定緊急避難場所にもなる屋外施設のトイレの中で、現在、バリアフリートイレ、ユニバーサルトイレ、オストメイト対応のトイレはありますか。

杉本副議長 西川教育部理事。

西川教育部理事 教育部管理の屋外施設の中では、新庄第1健民運動場の野球場西側と農村広場の入り口横にユニバーサルトイレがそれぞれ1基ずつございます。オストメイト対応のトイレはございません。

杉本副議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 都市整備部所管の施設につきましては、ございません。

杉本副議長 葛本市民生活部長。

葛本市民生活部長 市民生活部もございません。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 第1健民運動場は、確認はしました。まず車椅子の利用者が、ユニバーサルトイレまで観覧席をどのように通行されるのか、動線も分からんし、そもそも、段差でそのトイレまで、今現状、行けないと思うんです。ユニバーサルトイレとは、年齢、性別、身体的な障がいの有無、国籍に関わらず、全ての人が安全かつ快適に利用できるように設計されたトイレと私は考えます。オストメイト対応のユニバーサルトイレも今の時代に必要と考えます。指定緊急避難場所以外のユニバーサルトイレも、そこまでの通路、結局、ユニバーサルトイレへ行くまでの通路のことも整備されているか。それがバリアフリーにちゃんとなっているのか。そこにユニバーサルトイレがあったとしても、そこまで行くのに行けない状態だったら何の意味もないと思うんで、その辺、いま一度しっかり確認をしてほしいんです。少しの段差でも、いろんなことで通行困難になられる方もおられますので、至急確認してください。僕、確認した中では、ほとんどができてないと思います。今あるユニバーサルトイレも、内部の設備が、今現状と、今出てるのと、現実、十分な設備内容になっているかも確認してほしいです。それに対して確認をしてもらえますかね。

杉本副議長 西川教育部理事。

西川教育部理事 第1健民運動場のユニバーサルトイレにつきましては、観覧席からトイレまでの動線はバリアフリーとなっていないため、動線の整備について検討してまいりたい、このように思っております。また、オストメイトの対応につきましても、追加設置の可否など、研究を進めてまいります。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 ぜひとも確認してください。第1健民以外のところも、いま一度確認してほしいんです。スムーズに行けないとトイレが使えない。そこまで行けない状態なので。道が古かったら、木の根っこが生えてきて膨らんでたりとか、スムーズに行けないところが多々ありますので、道の整備のことも考えて、いま一度確認してもらいますよう強く要望いたします。

続きまして、車椅子の利用者や高齢者等々、様々な方が利用できるようにバリアフリースイレは必要と考えるが、今後整備する考えはありますか。

杉本副議長 西川教育部理事。

西川教育部理事 様々なニーズを持つ利用者の皆様が快適に利用できる環境整備は、重要な課題と認識しております。施設の更新時期や利用者の状況を勘案しながら、効果的に整備できるよう研究してまいります。

杉本副議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 木戸池公園の多目的トイレにつきましては、現在使用できない状況にありますので、早急に修理をする予定でございます。

杉本副議長 葛本市民生活部長。

葛本市民生活部長 火葬場待合棟に1台設置しており、そちらをご利用いただくようご案内しております。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 これもしっかり整備をしてほしいんです。木戸池公園、打合せのときに僕言わせてもらいましたが、壊れてますよね。言わせていただいて、今、使えないから貼り紙を貼ってる状態にさせていただいたと思いますけど、元へ戻ると、さっき、管理されているって言ってた、多分管理できてないかなっていう、深くは突っ込みませんが、これ、壊れてたら早急にやっぱり対応していただいて、していただかないと駄目なんです。ほんで、ほったらかしやった。いつからか、もう聞きませんが、日がたってるようにも思いました。

火葬棟ですよ。火葬棟もあるんです。あるんですけど、あこの火葬棟のところに入るときに、入り口が引き戸になるんです。その辺も、中にはあるんですけども、そこまで行っただけなのに、1人の方が1人でできるのか。その辺もちゃんと確認していただいて、ぜひともよろしくお願いします。

ほんで、昔の設備内容と今現在の内容、大きく変わってると思います。手すりの位置であったり、子どものおしめ等を替えるやつとか、子どもの座るところであったり、今、皆さんも多分いろんなところ行って、買物とか行かれて、いろんなところ見て、中身ちょっと違うなというところもあると思うんです。特に葛城市のバリアフリースイレあると思いますけども、中身が殺風景なところも多々ありますので、その辺もしっかりもう一度確認していただいて、今

現在に即してるのか。その辺だけ、もう一度確認をしていただきたいんです。ぜひともよろしくをお願いします。

屋外施設は、令和13年度に奈良県で開催予定の国民スポーツ大会で、葛城市での開催予定競技でも使用も考えられ、全国から多くの方が葛城市に来られると思うが、今のトイレの状況でいいのか。私としては、バリアフリースイートイレ、ユニバーサルトイレの設置を含めて、誰もが使いやすく、きれいなトイレの整備、また、災害時のことも考えて通路等の整備が必要と考えますが、どのようにお考えですか。

杉本副議長 西川教育部理事。

西川教育部理事 令和13年度の国民スポーツ大会では、本市がサッカー、相撲、バレーボール競技の開催地となり、多くの来場者が予想され、屋外トイレの整備は重要な課題と認識しております。令和7年度に実施されました中央競技団体による視察結果も踏まえ、屋外トイレを含む施設整備の具体的な計画を策定してまいります。新庄第1健民運動場を中心とした新町運動公園エリアについては、トイレの改修、バリアフリー対応など、施設充実に総合的に検討してまいります。令和12年度のプレ大会までに整備を完了させることを目指し、計画的に進めてまいります。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 整備されていくということなんで期待するんですけども、その際には、ぜひ、車椅子の方であったり、高齢者の方の意見、その辺をしっかりと聞いていただいて、それを反映してください。ほんで、駐車場から観覧席へ行く動線、観覧席からトイレへ行く動線を、全体的で大きな目で見えてほしいんです。トイレだけ、通路だけじゃなくて、そこまで行く流れのことをしっかりと考えていただいて、していただきたいです。また、オストメイト、今、対応のトイレが、ユニバーサルトイレも増えてきています。それも考えて、そういうトイレ導入してください。その辺についてお聞きします。

杉本副議長 西川教育部理事。

西川教育部理事 国民スポーツ大会に関する周辺整備に関しましては、今後、多くの議論の場が持たれることとなります。その際、議員ご指摘の、全体の動線やトイレなども議論してまいります。このように考えております。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 本当にいろんな人の意見を聞いて参考にさせていただいて、葛城市、すばらしいもんつくったなと言ってもらえるような整備をしていただいて、動線もしっかり考えていただきたいんです。さっきも言いましたが、ほかのトイレ、これに関係ないじゃなくて、いろんな各部で持っていて、対応していただいているトイレ、本当にいま一度確認してください。本当に使えるか、使えないか、判断してください。そこまで行く通路は、僕は全然できてないと思いますので、歩いて回ったら分かると思います。その辺、よろしくをお願いします。

さて、最後に、僕の質問の1個1個の最後は、最後に市長って決めてるんです。それで最後に市長にお聞きします。バリアフリースイートイレ、ユニバーサルトイレの設置を含め、誰もが使いやすい、きれいなトイレの整備、また、災害時のことも考えて通路等の整備も必要と考

えます。市長は、大規模災害時にはトイレの問題は重要な課題と認識され、トイレカー等の導入をされましたが、指定緊急避難場所にもなる屋外施設のトイレは今後整備されるのか。お考え、お聞かせください。

杉本副議長 阿古市長。

阿古市長 ありがとうございます。毎回、最後に私が答弁するということで覚えておきます。

議員ご指摘のトイレ、いろんな目的のトイレあると思いますけども、基本的には、整備を国の補助金等を探しながらやっていきたいなと考えております。ただ、緊急避難場所としてのトイレとなりますと、緊急避難所の場合は、例えば水を使えない場合、もしくは下水道が使えない場合ということも前提としたトイレの在り方を検討しての対応をしております。ですので、緊急避難場所のトイレとなりますと、そこまでいくのかどうか、その辺の整理をしないと、通常のトイレの整備でいくのかなというような気もしておるんですけども、トイレの整備というのは非常に大切やと思っておりますので、随時、いろんな補助金を探しながら整備をやっていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 ありがとうございます。これもよその地域でも、災害のことも考えたトイレで、今、結局、ユニット式であったり、いろんなトイレも、基礎だけ打ってぼんと持ってくる、そんなトイレもいろいろあります。その辺も補助金、今言われた、それも緊防債使える、いろんなこともありますんで、緊急指定避難所でもあるんやったら、ぜひともまた考えていただきますよう要望いたします。

続きまして、屋敷山公園、それと周辺施設の整備についてお聞きいたします。私、以前に、議員にならせてもらう前でも、皆さん、頭で想像してくださいね。マルベリーホール of 玄関に段差あるんですよ、これ。そのとき車椅子で困っておられて、僕、車やったんで、すーっと通ってしまったんですけど、車道と中へ入ったそのとこで見切れで斜めになっている。今現状、石材です。これ、雨天時には滑りやすく、滑ったりしてこけてる人も見て、以前に副市長にお伝えして、担当課に確認してもらって、そのとき、応急処置じゃないですけど、看板貼っていただいて、車椅子の方が来られたら、ほんまに危険やな、危ないなと電話していただいて、そのときに対応しますというので返答いただいたんですけども、どうしてもやっぱりその辺は危ないと思うんで、その後、その工事などとか検討されたのか。このままの段差を解消しないのか、教えていただけますか。

杉本副議長 西川教育部理事。

西川教育部理事 屋敷山公園周辺施設のマルベリーホール、こちらの玄関付近の段差や雨天時の安全性についてでございますが、既に現地状況を確認をしております。しかしながら、議員ご指摘の内容を踏まえ、当面の安全対策を実施しつつ、施設利用者の安全確保に向けた対応について検討を進めてまいります。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 段差は、検討していただくので、やっぱり今現状あるんで、その時期で、そういう石の歩くとことか、年、年でこれを使うというのがいろいろあって、今現状もああいう状態だと思

うんです。石、滑る、こける。その辺は、段差については早急に考えてほしいんです。そこだけでなく、その辺の通路、さっきもトイレのときも言いましたが、通路、全体のことを確認していただきたいので検討をしてほしいんですけれども、その辺どうですかね。

杉本副議長 西川教育部理事。

西川教育部理事 ご利用者の安全確保に努めてまいります。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 けがしてからでは遅いんで、なるべく早急に考えていただいて、対応のほうよろしく願いいたします。

続いて、屋敷山公園の整備についてお聞きします。現在、噴水工事も終わって、お披露目会もやって、そのときに僕、市長、ほんで勝眞部長、西川理事と、子どもたちが非常に喜んでるのも、楽しくてええ噴水できたなというのを、もう終わっていたんですけど、見たんですけども、今後の公園の整備内容、整備予定、教えていただけますか。

杉本副議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 令和8年度の屋敷山公園の遊具更新の更新工事につきましては、葛城市公園長寿命化計画に基づきまして、健全度判定C判定の公園施設について、国の補助金を活用し更新するものでございます。整備内容といたしましては、既存遊具を撤去いたしまして、ふわふわドーム、複合遊具、ブランコ、スライド遊具、ゴムステップ等を整備する予定でございます。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 すごい、今から屋敷山公園が変わるような、わくわくする遊具等を整備する予定となっておりますよね。私、3月の予算委員会で、ふわふわドームの周辺の人芝、設置しいひんのかとか、そういうのをお聞きしましたが、その後、研究されましたか。また、今回の工事で、年齢や障がいの有無に関わらず楽しめるインクルーシブ遊具や高齢者の健康遊具、その辺は設置されますか。

杉本副議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 ふわふわドームの周辺の人芝につきましては、設置する方向で今設計のほうを含めております。インクルーシブ遊具につきましては、今回、更新工事の設置の予定はございませんが、幅広い年齢の子どもが遊べる遊具を想定しているところでございます。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 人工芝も検討いただいて設置する方向で、これは本当にどこのふわふわドームをやっているところを見ていただいても、周り、芝生や人工芝やってると思いますので、そのほうが管理、後々また止めてするよりはいいと思いますので、それはありがとうございます。

公園の利用については、いろんな方、誰もが利用できるインクルーシブ遊具ってあるんですけども、障がいの有無、年齢、国籍などに関係なく、全ての子どもと一緒に遊べるような遊具もまた導入してほしいんです。また、公園の散歩であったり、高齢者が散歩に来られると思います。かもきみの湯のこのごろごろひろば、その辺にも健康遊具ってあるんです。高齢者も子どもと一緒に来たときに、保護者、運動不足の解消にもなると考えますし、散歩

のときでも、朝でも早く来られて、体を動かす健康遊具も導入を考えてほしいんですけども、その辺はどうお考えですか。

杉本副議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 インクルーシブな遊具、公園内の散歩の場所、それから健康遊具など、今後、改修していく際には参考にさせていただきまして、検討していきたいと考えております。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 ぜひとも検討してください。子どもだけじゃなくて、健康遊具、いろんなゾーン、ゾーンでつくっていただくとか、いろんなことを考えてほしいんです。ふわふわドームを造ったら、その辺の遊具を改修したら終わりでは僕はないと思いますので、葛城市として誇れる公園づくりのためにまたよろしく願いいたします。

遊具等の工事をされるんですけども、駐車場から小さな子どもを連れて保護者がベビーカーを押してこられる動線とか、その辺の整備はされますかね。

杉本副議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 今回の更新工事につきましては、公園施設の長寿命化対策支援事業として実施するものでございまして、対象の遊具施設の更新というふうになっております。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 対象遊具の更新となっております。そのとおりのやと思いますけど、そこへ行く動線がなかったら公園って行きにくいし、けがする子もあるんで、公園としての整備を大きく考えて捉えていただきたいんです。今後ですけども、しっかりした動線を確保していただいて、屋敷山もバリアフリーに一部になってないともあると思うんです。バリアフリーのことも考えて今後の整備をお願いしたいと考えますが、それについてどうお考えですか。

杉本副議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 利用者が少しでも安全に来園していただけるよう、今後、整備については、その辺りも含めて検討していきたいと考えております。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 同じような質問になるかもしれませんが、今、屋敷山公園の外部に、さっきも言いましたが、トイレあるんですけど、その辺の、その前にむちゃくちゃ急な坂があるんですけども、その辺も今回の工事には入ってないんですかね。

杉本副議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 今回の工事には、スロープの件につきましては、実施の予定はございません。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 公園の西の駐車場から多くの人が来られてます。僕も何回も見に行ってるんですけども、ベビーカーを押しながら、小さな子どもを連れてこの坂を上られる。また坂を下るときも、どうしても怖いって言うてる人も見てるんです。坂の入り口はバリアフリーにもなってないんです。段差が大いにある。クラックも入ってる。そんな状態です。この横にはトイレあるんです、今さっき言ってた。そこのトイレ来ると思うんです。急な坂も下ってくると思うんです。整備がないというふう聞いてますけども、非常に多くの人がこれから公園に来られ

て利用されると思うんですけども、どうかなと思うんです。外からもトイレも丸見えなんです。前も何もないんです。中のトイレが丸見えなんです。ユニバーサルトイレもないんです。利用が増えることを考えて、ぜひともトイレの整備、トイレに行くスロープの整備、これもぜひとも強く要望したいんです。今回は遊具の整備だけかもしれませんが、公園に行く通路も含め、大きな目線で公園全体のことを考えて整備していただきたいです。

屋敷山公園は都市公園となっております。国土交通省は令和4年3月に都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン、令和5年3月に都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン改訂第2版事例集など、その後、本事例に書かれた、地方公共団体独自の取組や類似施設で効果が上げられるバリアフリーの取組も、いろんなことが載ってるんです。その辺のことも、都市公園でやっぱり動線のこともしっかり考えて整備してほしいんです。令和6年4月に、みんなが遊べる、みんなで育てる都市公園の遊び場づくり参考事例集も出ておりますので、今後の都市公園の整備に役立てていただきたいんですけども、これ、ぜひとも検討していただきたいんですけど、どうですか。

杉本副議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 公園全体の再整備の折には、ご指摘の点も考慮いたしまして、皆さんが利用しやすいものにしていくように検討してまいります。50年以上の長い歴史のある、市民に親しまれた公園でございますので、再整備する際には、様々なご意見を取り入れまして、皆さんに愛される公園となるよう検討していきたいと考えております。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 50年以上の歴史、伝統のやつで、しっかりそれは残していただいて、そやけど、今に適したやつもつくらなあかんと思うんです。50年以上たってるんで、通路の整備も、それはだんだん壊れていくと思うんです。壊れたものはしっかり直していただいて、その辺も、公園の中だけじゃなくて、その辺だけよろしく願いいたします。

公園の整備が完了すれば、多くの方が来園されると想定されます。今現状、市長も一緒に見ていただいたと思いますけど、ぬれた子ども、非常に多いです。噴水でぬれた子どもの着替え場所、休憩場所、授乳室、その辺は、設置は予定していますか。

杉本副議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 現状といたしましては、屋敷山公園内にございます中央公民館の館内を適宜ご利用していただきたいというふうに考えております。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 さっきの整備のこともそうなんですけど、いろんな想定をしてください。ほんで、今現状いっぱいぬれてるので、ぜひとも館内利用できるようにしっかり考えてほしいです。今もぬれた子どもがたくさん外で着替えたりしてるので、これに関しては至急に考えていただきたい。利用できるなら、そのお知らせも大きく分かりやすいようにお知らせしてください。今現状も、休憩のテントをそこで近くで張ったりして今は対応されてると思いますけども、その辺についても対応してほしいんですけど、その辺についてどうですか。

杉本副議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 着替え等につきましては、生涯学習課と協議いたしまして、至急に利用可能かどうか検討していきたいと考えております。案内看板につきましても、同じく検討していきたいと思っております。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 ぜひともこれは考えてください。外でいっぱい着替えられてるんです。このご時世なんで、それもどうかと思いますので、ぜひともその辺、大至急に考えていただいて、よろしくお願いいたします。

それで、僕も公園、いろんなところを回ったり、いろんなところを見てきました。非常に葛城市と今現状でよく似た公園で、田原本町にできた、ともぱ！たわらもとは、皆さん、ご存じの方もおられます。この間の打合せのときは、皆、何ですか、みたいな感じやったんですけど、非常によく考えられた公園です。葛城市と一緒に、ふわふわドームもあります。噴水もあります。遊具もあります。インクルーシブ遊具もあります。アスレチックの遊具もあります。更にドッグランもあります。公園のすぐ横に、もともと老人福祉センターを活用して、休憩室、授乳室、着替え、小さな子どもの遊び場など、素晴らしいサービスがありました。また、この公園は災害時には防災施設にもなります。かまどベンチ、マンホールトイレは9穴、災害対応トイレ、防災パーゴラ、飛鳥川防災ステーション、緊急時ヘリ離発着場にもなるそうです。この公園のトイレは、バリアフリートイレもありますし、オストメイト用の設備もありました。私が見学行ったときには、ちょうどトイレの掃除の方がおられて、お話を聞いたら、毎日毎日きれいに清掃されているそうです。葛城市でも、よう似たことなんで、非常に参考になると考えますから、一度、一緒にでも見学行って勉強しませんか。その辺どうですかね。

杉本副議長 倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 ご紹介ありがとうございます。市外の施設の状況を直接自分の目で見るということとは、施設の立案や検証の上で大変有意義であると考えております。その上、議員個々の皆様とご一緒する形ではなく、公務として必要な場合には、関係部局と調整の上、公式な行政視察や職員研修といった形で実施してまいりたいと考えております。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 個々とは行きたくないかもしれませんが、これ、読んだとき、僕も非常に腹が立ってますけども、個々じゃなくて、僕はいい施設をつくっていただきたい。葛城市として田原本町に負けてほしくないから見に行き、それを上回るやつと一緒に見に行き勉強しませんかというだけなんですけど、個々という形で、行政視察で行ってください。逆にもう僕、一緒に行きません。邪魔になるなら、それで行きません。でも、葛城市にとって非常に勉強になると思います。本当に同じようなことで、通路も整備されてて、むちゃむちゃにぎわってます。駐車場もとめられへんぐらいやし。土日は特にあれやし。キッチンカー、土日も出すって言うてますし、田原本町に僕聞きに行ったんですけど、職員さんも何か生き生きされてて、何か楽しそうやなと思ったんで、ぜひとも、またこれも参考にしてください。よろしくお願いします。

さて、最後、また市長です。よろしくお願いいたします。公園整備完了すれば、にぎわうこと、市長も分かってると思います。予想されます。にぎわってもらわな駄目やと思うんですけど、一方で、誰もが安心して使える公園づくり、僕は必要だと思います。そのためにも、バリアフリーや休憩所等の整備が必要だと思います。市長のお考えをお聞かせください。

杉本副議長 阿古市長。

阿古市長 ともば！は非常に興味あって、私、向こうの出張あるときに行こうと実は思ってるんですよ。ぜひ確認してきたいなと思ってます。葛城市には、山麓線から西側に大きな公園が4つあります。南から言いますと、山麓公園、それから屋敷山公園、しあわせの森公園、そしてふるさと公園、それぞれがその公園の特徴が著しい公園やと思っております。そして今回、順番で実は遊具等の整備をやってきておりますので、順番としては、今、屋敷山の公園の番になっております。ふわふわドームと、それと遊具と、それと噴水と一遍にというわけには、予算の状態の中で、2か年に分けての整備になりましたけども、噴水を優先いたしました。思いのほか、子どもたちが来ていただいております、非常にうれしく感じておるところでございます。今年度、ふわふわドームが完成したら、来年また更になにぎやかになるのかなというように予想もできますので、議員ご指摘のことも考えての整備をしていかないといけないのかなと感じておるところでございます。

先ほど申し上げましたように、順次やってるんですけども、葛城市の公園は非常に特徴が著しいです。例えば一番北側にあるふるさと公園というのは自然を生かした公園でして、ほとんど遊具をなしにしております。芝生ですとか山、二上山が近くにありますので、400段の階段があったりですとか、また、その傾斜を使った水の流れて子どもたちが遊べるような水辺のエリアも備えた公園です。そして、一番新しい公園としてはしあわせの森公園やと思うんですけども、こちらのほうは、ほぼ芝桜以外の整備はしていないというような公園です。ですので、日頃から芝桜の時期は非常ににぎわうんですけども、普段は割合と、子どもさん連れもそうなんですけども、動物を、わんちゃんを連れて散歩される方が多いのかなというように思いをしております。

そして、先に南のほう行きますけども、山麓公園のほうは、ある種、上のほうと下のほうに2か所に分かれてるんですけども、そちらのほうは活発に動けるような大きな遊具を備えた公園にしております。そして、今回整備に入っております屋敷山公園なんですけども、こちらのほうは、屋敷山古墳の森林とそれと堀を活用した公園でございまして、ですので、田原本の公園見たいんですけども、それが全てそこに当てはまるのかなということではないのかなと。その公園に合った施設の整備をしていくということが必要なのかなと考えております。

議員ご指摘の、着替える場所というのは早急に考えたいなと思っております。非常ににぎわいがあるということはいずれいんですけども、これから更に小さい子どもさんが着替えるのに適した場所を早く確保しないとイケないのかなと感じておるところでございます。

都市公園としては、山麓公園と屋敷山公園で、実はしあわせの森公園とふるさと公園は都市公園にしてないんです。ですから、都市公園というほうに持っていく必要があるのかなと

感じてるんです。要は、補助金の問題がありまして、ですので、公園整備に対しましては、どの補助金を使えるのかと考えながら、これは議員ご指摘の、バリアフリーですとか、車椅子で使えるような、そしてトイレの整備も含めまして、考えていかないといけないと感じているところでございます。

以上でございます。

杉本副議長 木村議員。

木村議員 都市公園じゃないということですか、屋敷山は。その辺、また後で確認を。僕は、各、いろんな、分かるんです。今は僕、屋敷山公園のことで、完成のことで今言うてるんですけども、やっぱり公園できて、そこへ来る人のためのことも、バリアフリーほんまに考えてください。道整備、そこに行きたい人が行けない人が出てくると思うんです。これってどうしても駄目やと思うんです。やっぱり公園まで行きやすいように、誰もができた公園で遊べるようなことを僕は望みます。だからこそ、大きな面で捉えてほしいんです。公園の大きな面で捉えてもらって、そこまで行く通路は、いろんな動線も考えてください。市長が言わはった、僕も言った、田原本のともば！は、そこは、それは要件が違います。それも分かります。それですけど、屋敷山公園は屋敷山公園ですばらしいことも活用していただいて、公園独自にあったもので、どうせ造られるなら、絶対に比べられます、ともば！、葛城市できたのと。やっぱり負けてほしくないんで、葛城市、すばらしいもん造りよったなというので、せっかく造るのであればしていただきたい。造るのであれば、やっぱりいろんなことを考えていただきたいんで、今回、バリアフリーであったり、トイレであったり、いろんなことを質問させていただきましたけども、これ、ぜひとも、やっぱりちょっと遅れてる点もあると思うんです。バリアフリーのこともしっかり考えてください。その辺も考えていただいて、トイレ、きれいに使って今後いただきたいのもありますし、公園整備も、にぎやかになっていただきますので、ぜひとも再度、両方の質問、今日いろいろさせていただきましたけども、ぜひとも、取り組めるやつは取り組んでいただきたいんで、私から強く要望しますので、よろしく願いいたします。

今回の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

杉本副議長 木村公議員の発言を終結いたします。

次に、8番、吉村始議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

吉村議員。

吉村議員 皆さん、こんにちは。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして、一般質問を行います。

今回の質問は、指定校変更に関する基準の運用状況と今後の小学校区の在り方についてです。今回も、議長のお許しを得まして、パネルを用いながら、この質問をご覧になっている皆様に私の意図を分かりやすくお伝えできるように努めてまいりたいと存じます。

なお、これからの質問は質問席にて行います。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 それでは、指定校変更に関する基準の現在の運用状況の確認と、今後の小学校区の在り方

について、現時点での教育部局のお考えをお伺いしたいと思います。

初めに、今回の質問に当たりまして、パネルを新調してまいりました。ちょうど葛城市の小学校区、これが雰囲気よく分かるようにと思ひまして、北から當麻小学校区、磐城小学校区、新庄北小学校区、新庄小学校区、忍海小学校区という形になろうかと思ひます。この質問に先立ちまして、初めに葛城市の小学校区の歴史について少し触れることにいたします。本市には現在5つの小学校区がありますけれども、當麻、新庄、磐城、忍海と、いずれの学校も明治7年前後の学舎設立をそのルーツに持っております。およそ150年という長きにわたり、極めて深い歴史と伝統をそれぞれの地域とともに育んでまいりました。私の母校、新庄北小学校も、およそ50年前に新庄小学校から分離してできたものでありますので、その源流は新庄小学校にあると思ひますと、各小学校区が持つ固有の特色や歴史は本市の誇りであり、大変すばらしいものと考えております。

しかし、その伝統を重んじる一方で、私は以前から、現在の小学校区ごとの教育環境のアンバランスを是正すべきだと繰り返し訴えてまいりました。具体的には、1学年当たりのクラス数や1クラス当たりの児童数、また、1児童当たりの運動場の広さや理科室などの特別教室の数といった、子どもたちが日々過ごす学習環境におけるアンバランスであります。

平成31年の3月、それから令和元年6月、令和3年3月、令和4年3月の各定例会などにおいて、私は校区に関する課題とその改善の方向性を幾度も提起してまいりました。それを受けて指定校変更に関する基準が見直され、令和6年4月に新たな基準として改定、運用が開始されました。私も、このことについては大きな前進であったと捉え、評価しているものであります。

しかしながら、改定後3年目を過ぎました現在、新基準を利用して指定校を変更する児童は依然として少ないのが実情だなというふうに思っております。そのような状況の中で実効性を伴うには、校区割りの変更そのものを変えるべきだというふうにおっしゃる市民の皆さんの声を聞くこともあります。私としては、校区割りの議論を始めることは、現時点では時期尚早でありまして、まず先に指定校変更に関する基準の効果検証を行うべきであるというふうに考えております。

そこで本日は、新しい基準の運用実績や、昨年、令和7年6月議会でお願ひしました、対象となる児童や保護者、市民の皆様への周知徹底の状況を改めてお伺ひしたいというふうに思っております。更には、ルール運用改善にとどまらない、将来を見据えた、校区に関わる抜本的な議論へとつなげられればいいかなというふうに思ひますので、順次質問を進めていきたいと思ひます。

では、具体的な質問に入っていきます。まず、令和6年4月1日から施行された改定基準の主な改正点、これを改めて整理いただきたいと思います。令和6年の改定で具体的に緩和されたり、追加されたりした条項は何でしょうか。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

指定校変更の基準につきましては、令和6年4月の改正では、児童・生徒、保護者のニー

ズに対応できるよう、主に4つの項目を追加いたしました。項目につきましては、1つ目に、指定校よりも隣接校のほうが通学距離が短く、通学に安全上特に問題がない場合、2つ目に、1つ目の理由により就学していた小学校を卒業した児童が、当該小学校の学区の中学校への入学を希望した場合、3つ目に、いじめや不登校等のため教育的配慮が必要と認められる場合、4つ目に、指定校に生徒が希望する部活動がない場合等、部活動に特別の配慮を要する具体的な事由がある場合、これら4項目を新たに加えた基準により現在運用を行っております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 今、4項目を挙げていただきました。4項目のうち、1つは中学校への入学時の話でありますので、小学校のときに限って言いますと、まず1つは、指定校よりも隣接校のほうが通学距離が短くて、通学に安全上特に問題がない場合、もう1つが、いじめや不登校等のため教育的配慮が必要と認められる場合、そしてもう1つが、指定校に生徒が希望する部活動がない場合等、部活動に特別の配慮を要する具体的な事由がある場合ということでありました。

今し方、ご説明いただきました、令和6年4月から施行された改定基準のうち、指定校よりも隣接校のほうが通学距離が短くて、そして安全上問題がないという項目での申請、それからあと承認の状況、申請の状況と、それから承認の状況、これについてお伺いをしたいと思います。

昨年の6月定例会では、通学距離の短縮等を理由として通学校を変更できる新基準により、私が一般質問で伺いましたところ、6月の定例会では、令和6年度からの変更が1件ですと、それから令和7年度からが2件でありますというふうなご答弁でありました。改定から3年目を迎えました本年度ですけれども、令和8年度におきまして、この基準による指定校変更の申請件数及び承認件数はどのようになっていますでしょうか。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 令和8年度につきましては、申請件数は2件でございまして、教育委員会における審査の結果、当該2件を承認しております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 この2件ということでした。なので、1件、2件、2件ということで合計が5件という形に、今までは、累計そうなるかと思いますが、令和8年度の申請においても、過去と同様に、保護者から通学距離が短いので変更したいとの要望があって、そして市が通学に安全上問題がないと判断して変更になったというふうに理解していいでしょうか。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 おっしゃっていただいているとおりでございます。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 先ほども申しましたように、今のご答弁を伺っておりますと、今年度、ちょっと増えればよかったんですけども、依然として、指定校を変更する児童は少ないのが実情のようです。

私は、昨年の一般質問で、このことは、当該児童や、それから保護者の方だけでなく、広

く市民やおじいさん、おばあさんの世代への周知も必要であるとしまして、広報かつらぎなど、市の広報誌への掲載を要望いたしました。市側からは、広報誌等に掲載するというふうに、そのときも、部長、前向きなご答弁を頂戴しました。この１年間で広報かつらぎなどにおいて、いつ、どのような形で周知を図っていただいたんでしょうか。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 令和８年３月広報の市政ニュースのコーナーで、指定校の変更についてといたしまして掲載をさせていただきました。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 今、部長からのご答弁ありました、令和８年３月広報の市政ニュース、私、コピー持っておりますが、該当ページの、該当記事を拝読しますと、今おっしゃったように、指定校の変更についてというふうに書いてあります。文面を読みますと、葛城市では、住所地に応じた通学区域を設定し、通学する小・中学校を指定していますと。ただし、特別な事情がある場合に限り、葛城市教育委員会の許可を受けて、指定校以外の学校へ就学することが可能となりますというふうに書いてあります。この記事の内容そのものは、もちろん正確でありまして、間違いではないんですけれども、指定校よりも隣接校のほうが通学距離が短く、通学に安全上特に問題がない場合、隣の校区の小学校へ行けますよという新ルールを知ろうとしたら、記事横に二次元コードがあるんです。これをスマホで読んで、市のホームページに行って、記載の項目を結構じっくり確認しなきゃいかんということであります。個人的な見解でありますけれども、この記事だけを読んで新しいルールを理解するということは、相当難しいんじゃないかなというふうに思います。

ここで確認ですけれども、これが広報誌等への掲載の唯一の例と考えていいんでしょうか。また、現時点では、今後も同様の告知を行う方向で検討されているんでしょうか。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 令和７年度につきましては、広報への掲載については、令和８年３月の１回の掲載となっております。広報に掲載いたしました二次元コードを読み取っていただいた際に閲覧いただく市ホームページの掲載内容につきましては、文書による説明となっておりますが、ホームページは指定校変更と区域外就学についての説明のページとなりますので、新たな基準を取り上げて説明するということは特に行っておりません。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 これだけでもちょっと、やっていただいていることだけでは、今取り組んでくださっていることだけでは、私が、おばあさん、おじいさん世代をはじめ、広く市民の皆様に伝えてくださいよというふうに申し上げましたけれども、この目的におきまして周知は不十分であるというふうに、残念ながら言わざるを得ないかなというふうに思います。

同じく、昨年、私、このようにお願いをしました。こども未来創造部と連携した早期の周知、これをお願いしたいということを申しました。例年１０月の就学時前健康診断の案内時にこういう周知をされてるというふうなことを聞きましたので、それだけじゃなくて、認定こども園や保育所などを通じて、より早い時期のそういった周知をお願いしたんですけれども、

これについての実現の状況はどうでしょうか。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 保育所、認定こども園におきましては、掲示板に1年を通して周知いただけるよう、文書を掲示していただいているところでございます。

杉本副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 公立保育所、認定こども園の掲示板に案内文を掲示しております。各施設の利用者の方、0歳から5歳児の保護者の方々がいつでも確認をすることができる状況でございます。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 今、通年で掲示板のほうに掲示くださっているというふうにおっしゃいました。この掲示物の内容について確認をします。これは、指定校よりも隣接校のほうが通学距離が短く、安全上問題がない場合、隣の校区の小学校を選べるということが一目で分かるポスターみたいなものでしょうか。それとも市のホームページで掲出されているように、項目を列挙している、いわゆる行政文書のような形の文書なのでしょうか。文書の大きさも併せてお教えいただきたいと思います。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 掲示物につきましては、A3サイズで、左半分には就学時前健康診断の案内の際と一緒に送付している案内文をベースにした文書で、内容は、学年途中の転居や距離的理由など、指定校変更が認められる10項目の理由の一覧と手続の方法についてを記載させていただいております。右半分には、指定校変更基準の中でも、とりわけ地理的理由として、指定校よりも隣接校のほうが通学距離が短く、安全上問題がない場合、隣接校への就学が可能となることについて、新庄北小学校区を例に地図を掲載し、地図上に補足説明をさせていただくような内容となっております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 私もこのご答弁を聞きまして、該当のA3サイズの案内文、これを拝見したんですが、これを読めば非常に分かりやすく書いてるかなというふうには思います。ただ、掲示板を皆さん、しっかり必ず見ておられるか、そういう習慣があるかというのと、見ておられる方は見ておられると。私も何人か保護者の方に聞きましたけれども、知っておられる方は多かったんですけど、聞くと、これ、どこかで説明があったんですかって聞いたら、いや、ママ友から聞いたとか、それで知ってるというふうな方もいらっしゃいました。この辺り、また更にしっかりとした案内というのもお願いできたらなと思います。

今も掲示物とか、それから広報とか、わざわざ読まないといかん分なんですけれども、対象保護者への直接の周知についてお伺いいたします。昨年は就学時前健康診断の案内と一緒に資料を配布するということだけでありましたけれども、現在はどのように改善されているのでしょうか。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 就学時前健康診断の案内の際に周知をする方法に加えまして、市のホームページ、広

報誌への掲載、保育施設掲示場への掲示を行うほか、開発関係事業者に対しまして、都市計画課の窓口周知文書を設置し、訪問される事業者に対しまして当該基準等についての周知等を行っております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 先ほどご答弁いただいたものに加えまして、開発事業者、新しく住宅開発をされる、そういったハウスメーカーさんであったり、事業者に対する工務店さんであったり、それに対する周知文書を都市計画課の窓口周知に設置しておられると。訪問される事業者に対して、当該基準等についての周知を行っているんですよということでありましたけれども、直近1年間で実際に訪問された事業者の数は把握していらっしゃるのでしょうか。また、開発関係事業者から住宅を購入された市民の方への周知を行われたかどうか。その把握は行政はされているのでしょうか。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 窓口への設置配布という形ですので、お持ち帰りいただいた方を把握し、実際に対象となる市民の方に説明されたかどうか等の確認までは行っておりません。この取組については、関係事業者の方々に本市の取組を広く認識していただくことを目的に実施させていただいております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 文書は窓口には置いてるけれども、その先はやっていないというふうなことでありました。さて、対象の保護者に対してなんですけれども、これは文書の通知だけでなく、説明会などで直接説明するというのが私は効果的だと、しっかり聞いてもらえますので、それが効果的だというふうに考えるわけなんですけれども、現在は直接の説明会などは行っているのでしょうか。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 現在は、先ほどの答弁のとおり、周知方法を工夫することで対応をさせていただいております。ご提案いただきました説明会などでの直接説明につきましては、タイミングや実施場所、期待できる効果等について研究をさせていただきたいと考えております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 ここまでずっと聞いておりまして、せっかく新しい基準ができたんですけれども、その周知については不十分であるというふうに言わざるを得ないと思います。説明会などの直接説明についてはこれから研究していくということでありましたけれども、どんなに、市民にとって、保護者にとって、児童にとって、よい基準、寄り添った制度ができたとしても、これを必要とされている市民に届かなければ意味がありません。その点、教育部局におかれましては、自覚をしていただきまして、周知するよう努めていただきたいと思います。また、併せて、周知方法の改善、私これ不十分だというふうに思いますので、この周知方法の改善を、研究するという話でしたけれども、ぜひお願いをしたいと思います。

さて、ここまで確認してまいりましたけれども、もし、この基準を十分理解していれば中学校の変更を決断したはずの保護者が、理解が不十分のために決断できなかったケースはな

かったと言いきれるでしょうか。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 様々な媒体や機会を通じて周知に努めておりますが、議員がおっしゃったケースについて、全くなかったと言うことは難しいと認識しております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 様々な媒体や機会とかおっしゃいましたけど、まだまだ足りませんので、私も、基準を十分理解していれば通学校の変更を決断したはずの保護者が、理解が不十分なために決断できなかったケースというのは、これはなかったとは私も言いきれないなというふうに思います。というふうに考えるものでありますけれども、ルールが新しくなったという情報が保護者にきちっと届いていれば、指定校の変更を決断された児童や保護者が、もしかしたら、もっと増えたんじゃないかなというふうに、これはあくまでも私も推察でありますけれども、そのように思うわけであります。

さて、これまでに、十分とは言えないまでも、一定の周知活動を行っていただきました。これを行ってもなお、利用件数が増えない現状につきまして、市はどのように分析をされていきますでしょうか。保護者のニーズがそもそも少ない、ニーズがないんだというふうにお考えなのか。あるいは、基準の要件のハードルが依然として高いとお考えでしょうか。市のお考えをお伺いしたいと思います。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 保護者の皆様のニーズの方向性といたしましては、通学距離が多少長くとも、住み慣れた地域のコミュニティやこれまで幼稚園で共に過ごしたお友達と同じ学校に通わせたいという人間関係や地域的なつながりを重視される傾向があると考えております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 ニーズそのものがさほどないんじゃないか、薄いんじゃないかというような雰囲気のご答弁でありました。今し方、ご答弁くださった内容につきましても、こういった理由ももちろんあるかというふうに思います。しかし、私は、やっぱり保護者にまだまだ届いていないんじゃないかなというふうに推察するものでありますけれども、今のご答弁につきましても、教育部局の推測なのか、あるいはアンケート等での裏づけがあるのかというふうなことなので、ここでは、これについてはこの程度にしておきたいと思っておりますけれども、では、実際に新基準を利用して指定校を変更した保護者、それから児童の方いらっしゃいますね、実際に変更後にどのような感想を持っているか。アンケートやヒアリング等で生の声は把握されていきますでしょうか。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 制度利用者への直接のヒアリング等を行っておりませんが、元気に通学されていることを確認しておりますので、満足いただいているものと認識しております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 元気に通学されているということで、何よりだというふうに思います。ただ、やはりしっかりとヒアリングを行ってないということが、結局、根拠が、認識が、どうしても推測の域

を出ないというふうになるんじゃないかなというふうには思います。行政として、こうした当事者の声を制度検証の重要なデータとして蓄積し、私はやはり活用すべきだと、こういった声をしっかりと聞いて、制度を検証するための重要なデータとするべきだというふうを考えるものでありますけれども、いかがでしょうか。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 ご意見をいただきましたとおり、実際に制度を利用された方々のお声は、本制度の効果や運用の妥当性を研究するための重要な客観的データであると考えております。今後は、利用された保護者の方々にヒアリングするなど、寄せられた意見や課題を蓄積し、今後のよりよい運用の改善や制度検証に活用してまいりたいと考えております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 前向きなご答弁いただきました。ぜひよろしくお願いをいたします。逆に、基準に合致せず諦めたとか、手続が煩雑なので断念したといった、利用に至らなかった、結局、数字には出てこなかった、潜在的な相談者の声というものは把握できていますでしょうか。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育委員会の窓口や園等を通じて事前に寄せられた、うちの地域からでも変更できるのかといった問合せや、最終的に要件が合致せず、申請に至らなかった事例については、相談記録等を通じて一定程度把握をしております。しかしながら、問合せをすること自体をちゅうちょされたり、制度を知りながらも、手続の煩雑さを懸念して最初から諦められたりしたような、より潜在的な声については、現在のところ、十分に把握できていないのが現状でございます。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 相談記録等を通じて、一定程度、こういった話について、相談して申請に至らなかった事例については把握しておられるということでもあります。より潜在的な声、全部が全部把握するというのはなかなか難しいというふうに思うわけですが、こういった制度、もしかしたら、使い勝手が悪い部分もあるのかもしれないじゃないですか。こういった制度の使い勝手を向上させるには、こうした利用に至らなかった声にこそ向き合う必要があるというふうに私考えるんですけれども、ご見解をお伺いします。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 断念された理由も大変重要な情報であると考えております。不承認事例や相談内容につきましては、記録を残しておりますので、潜在的な課題や手続上の改善点を適切に拾い上げられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 ぜひ、よろしくお願いいたします。大事なことでございますので。

更にお伺いいたします。今後、集約していく予定の、これからやったださるということですので、これらの当事者の声や検証結果については、私は、庁内にとどめるのではなく、市民に対して透明性を持って公表して、制度改善のプロセスを市民とともに考えていく、情報を共有していくということ、これ、大事なことかなというふうに思うんですけれども、こ

れについて共有していくお考え等がありますでしょうか。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 現在のところ、公表する予定はございません。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 そもそも、当事者の声や検証結果につきましては、今後、これから集約をしていただくということをお願いしている段階、これからやりますよという段階ですので、これはこの後、一般論としての話にはなりますけれども、葛城市の教育をどのようにしていきたいのか、どのような方向に持っていきたいのかという話は、もちろんこれは教育部局内でしっかり練っていただく話ではありますが、やはり1人、教育部局の内部でのみ決定するんじゃないくて、市民も含めて、市民にも考えていただき、市民の声もしっかり反映させるというのが私はあるべき姿なのではないかなというふうに考えます。そのように考えますと、検証データを公表しないということは、市民とともに教育環境を考える姿勢に欠けるんじゃないかなというふうに言わざるを得ないと、残念だなというふうに思うものであります。ぜひ、その考えを改めていただきたい、改善をしていただきたいということだけは申し上げておきたいと思います。

では、次に、児童数のバランスについて数字の裏づけをとりたいというふうに思います。

さて、このパネルは、私が小学校の教育環境のアンバランスについて、なぜ一般質問で上げることにしたのかと、その理由の1つを見える化するために、最初の頃の一般質問で使うためにつくったものでございます。当時の状況から、やはりなかなか進んでないと思います。もう8年前になりますけれども。各小学校の児童数を運動場の面積で割って、運動場の同じ面積に何人の児童が入っているのかということを見える化して表しているものです。

このパネルは、今からおよそ8年前、平成30年5月1日現在の数字を挙げておりますけれども、これ、10メートル掛ける10メートル、100平方メートルの中にどれだけの児童数があるのかを、私、イラストを描いて入れております。実際、具体的な数字を申し上げますと、上から、新庄小学校は100平方メートルの中に13.5人の児童がいるわけです。13.5人です。磐城小学校は8.9人、それに対して忍海小学校は2.9人、當麻小学校は3.7人、それから新庄北小学校は3.3人、いわゆる大規模校と比較的規模の小さい小学校とは大きな開きがあります。これが私のこの一般質問をさせてもらう問題意識の原点なんです、特に新庄小学校の運動場の狭さというのは、これは運動会のときに保護者の皆さんに、入場する学年ごとに入替えのご協力をお願いをするというほどのことであります。

新庄小学校については、木村議員、お詳しいんで、私はかねてから、新庄小学校の運動会で保護者から、もう入り切らんというクレームの声があるというのは聞いておりますが、今朝、木村議員に聞きましたら、ばんぱんですよとおっしゃってまして、ばんぱんという比喩がなかなか当てはまる、なるほどなと、まさにそういうふうな状況かなというふうに、新庄小学校の運動会のときには、そのように思って、これ何とかできたらなというふうに思っているものであります。

さて、話を戻しまして、葛城市内には小学校が5校ありますけれども、今回の質問でも、

昨年同様、一例としてという形でお伺いしますけれども、磐城小学校区、新庄北小学校区、新庄小学校区についてお伺いをしたいと思います。各小学校では、先ほど申しましたように、毎年5月1日現在の状況を調査されております。昨年の一般質問では児童数の推移を知りたかったので、令和元年、令和4年、令和7年のそれぞれ5月1日時点、つまり3年置きの数値をお伺いをしておりましたけれども、それは昨年聞きましたので、今回は、昨年、令和7年と今年、令和8年の数値とを比較したいと思います。まず、新庄小学校、磐城小学校、新庄北小学校の3校の昨年、令和7年と今年、令和8年の、それぞれ5月1日時点の全校児童数をお答え願いたいと思います。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 それぞれ5月1日現在でお答えをさせていただきます。令和7年度は、新庄小学校804名、磐城小学校727名、新庄北小学校203名です。令和8年度は、新庄小学校825名、磐城小学校717名、新庄北小学校199名となっております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 この2年間だけでもって、これ切り取って数字を言うというわけじゃないですけども、事実としまして、令和7年度から令和8年度の変化につきましては、大規模校の新庄小学校が20名以上増えていると。それに対して、隣接する新庄北小学校では4名減っているという事実があるということであります。先ほど私、小学校の運動場の広さのパネルをお見せしましたけれども、これと同じ計算方法、面積100平方メートルに当てはめて再計算しますと、新庄小学校の児童が13.7人になります。それに対して新庄北小学校の人数は僅か2.4人というふうに差が更に開いたという形にはなります。

続いて、同じく3校の全学年のクラス数と、1学年当たりの平均児童数をお願いしたいと思います。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 令和7年5月1日現在、新庄小学校は全学年で24学級、1学級当たりの平均児童数は32名、磐城小学校は全学年で24学級、1学級当たりの平均児童数は28.92名、新庄北小学校は全学年で9学級、1学級当たりの平均児童数は21.67名です。令和8年5月1日現在、新庄小学校は全学年で25学級、1学級当たりの平均児童数は31.8名、磐城小学校は全学年で24学級、1学級当たりの平均児童数は28.46名、新庄北小学校は全学年で8学級、1学級当たりの平均児童数は24.13名となっております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 平均児童数につきましては、新庄小学校が一番多いと、新庄北小学校が一番少ないという傾向については変わりがないということであります。あと、学級数、これは全学年で、磐城小学校は24学級から24学級で変わりありませんが、新庄小学校については、24学級から25学級のほうに、1学級増えましたよと。それからあと、新庄北小学校には9学級あったのが8学級に減りましたよという事実があるということでございます。さらに、同じ時点での第1学年、1年生のクラス、これについてのみ、1学年についてのみ、クラス数と児童数等をお答え願います。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 令和7年5月1日現在、いずれも第1学年についてお答えをさせていただきます。

新庄小学校、4学級で1学級当たりの平均児童数は32.25名、磐城小学校、4学級で1学級当たりの平均児童数26.25名、新庄北小学校、1学級で1学級当たりの平均児童数は28名でございます。令和8年5月1日現在では、新庄小学校は5学級、1学級当たりの平均児童数は29.4名、磐城小学校は4学級で、1学級当たりの平均児童数は25.25名、新庄北小学校は1学級で、1学級当たりの平均児童数は24名でございます。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 では、各小学校につきまして、1学年に1クラスという、いわゆる単学級があるかについてもお答え願いたいと思います。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 令和7年5月1日現在、単学級の小学校は、新庄北小学校で1年生、4年生、6年生となっています。令和8年5月1日現在、単学級の小学校は、新庄北小学校で1年生、2年生、3年生、5年生となっております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 新庄小学校のクラス、先ほど申しましたように、1学年につきましては、令和7年度から8年度につきましては、4クラスから5クラスに増えています。今ご答弁いただいて、再度確認させていただきましたが、新庄北小学校の単学級につきましては、令和7年度は3学級分でしたけれども、令和8年度は4学級分に、また1学年分増えています。もちろん、単学級につきましても、よい面もあろうかと思えます。しかし、これは、私の立場で声を大にしていきたいのは、管理職以上の先生方、あるいは元先生であった方に伺いますと、皆さん、異口同音に、単学級はメリットよりもデメリットのほうが大きいというふうにお答えになります。やっぱり学級運営であるとか、それからあとベテランの先生と、それからフレッシュな先生がコンビを組んで学年運営をするということができないわけです、単学級になりますと。これについては、また教育部局もお考えがあらうかとは思いますが、ご意見もあらうかと思いますが、単学級が更に増えているという客観的事実があると、新庄北小学校では単学級が増えているという客観的事実があるということはお伝えしておきたいと思えます。

さて、現時点では、先ほども私申しましたように、新しいルールの周知が不十分であるという段階であるというふうに考えますので、まず周知徹底、これを、新しいルール、この周知徹底をお願いしたいということを要望しておきたいと思えます。その上で、もし、今後ルールの周知徹底を図ってもなお、児童数の偏りや教育環境の格差が解消されない場合は、現在の指定校変更による個人の選択という運用改善だけでは格差是正に限界が来るときがあるのではないかなというふうにも思うわけですが、市の認識をお伺いをいたします。

杉本副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 指定校変更に関する基準における地理的理由で指定校変更可能となる地域は限られており、その地域から通う児童も少数となります。したがって、市内5校の児童数の偏りの是正につきましては、現在の運用改善だけでは均等化することは難しいと認識しております。

す。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 承知しました。なるほど。そのように認識をされてるということは理解をいたしました。

さて、校区について私の問題意識でありますけれども、これも改めて、私の考え方についてこれまで何度も申し上げているところではありましたが、改めてお伝えをしておきたいと思います。私は、校区検討の視点として、施設と児童数、学年と児童数、それからあと通学の負担等について、今通っている児童、そして保護者の立場に立って考えるべきじゃないかなというふうに思っているものであります。そのうちの通学の負担等、これにつきましては、令和6年4月からのルール変更によりまして、より児童や保護者の皆さんに寄り添ったものになったのではないかなというふうなことに、私は高く評価をするものであります。

そして残りの、新庄小学校の運動場が相対的に狭いという施設と児童数の問題、これ、もしかしたら、絶対的に狭いんじゃないかという気がしないでもないですけれども、この5校の中では相対的に狭いというのは事実であると思いますけれども、こういった施設の児童数の問題、そしてまた新庄北小学校の単学級の学年数、これもなかなか減らないというか、学年と児童数については、私は、葛城市の子どもたちにはできるだけ同じような教育環境で学ばせてあげたいなというふうに思っているのと、それから教育環境のアンバランスを是正する方法がある限りにおいては、なかなか、例えば、自治体が違うとか、地域の問題もありますので、1つのやり方で全部が全部うまくいくとは限りませんが、もし、そういうアンバランスを是正する方法があるのであれば、しっかりとその方法を探っていききたいというふうな立場でございます。

ここからは、本市の教育行政のトップである教育長にお伺いをしたいと思いますけれども、格差是正の限界があるというふうなこと、これはもうご認識いただいているというふうに思いますけれども、これの上で更にお伺いいたしますけれども、そもそも葛城市として、子どもたちにとって本来あるべき適正な学校規模、それから望ましい教育環境について、教育長、お考えがあるようであれば、お聞かせ願いたいと思います。

杉本副議長 椿本教育長。

椿本教育長 私には、いわゆる望ましい教育環境についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、現状の認識について申し上げます。現在、議員お述べのように、本市の小学校においては、特定の学校へ児童が集中する一方で、小規模化が進む学校があり、学校間で児童数や学級数に差が生じております。小規模校には、一人一人の児童にきめ細かな指導が行き届きやすいこと、また、異学年を含めたつながりが生まれやすいことなど、様々なよさがあります。ただ一方で、学年が単学級となる場合には、クラス替えができないことによる人間関係の固定化、また、多様な意見や考え方に触れる機会の減少、あるいは集団活動の幅が限られるなどの課題もあると認識しているところでございます。

こうした状況を踏まえた上で、今後、適正な学校規模、あるいは望ましい教育環境につきましては、単に児童数や学級数といった数値のみで一概に判断できるものではないと考えて

います。その上で、本市が目指す望ましい教育ビジョンといたしましては、本年度からスタートした第3期葛城市教育大綱の理念の実現に向け、子どもたちが互いに学び合い、多様な価値観に触れながら成長できる教育環境を整えていくことであると認識しております。

教育大綱では、共に学び合える教育、また、豊かな心と社会性を育む教育を掲げておりますけれども、その実現のために、子どもたちが学校生活の中で様々な仲間と関わり、多様な考え方に触れながら切磋琢磨できる環境が最も大切であると考えているところでございます。

以上です。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 今、教育長がおっしゃったように、教育という中身については、数値だけで判断できるものではないというのは、そのとおりかなと思います。その中で、私も、互いに学び合ったりとか、共に成長し合えるということ、これはすごく大事だというふうに思っておりますので、これはもう、葛城市の子どもたちにこういった点はしっかりと教育をし、また、そういったことが、葛城市の発展のために教育をしてるわけじゃないんですけど、そういうことにもつながっていく、地域の活性化にもつながっていければなというふうに思うわけであります。

今後は、そのビジョンを実現をしたいというふうなことについては、私もそのとおりだなというふうに思うものでありますけれども、今後は、先ほど申しましたように、今はまだその段階ではないと思いますけれども、もしかしたら、今後は新しいルールの運用改善にとどまらず、将来の葛城市の子どもたちの学習環境を見据えた抜本的な校区割りの再編等に関わる議論も必要になってくる可能性、今は可能性ですけれども、そういうこともあるんじゃないかなと。あくまでも現時点でのことなんですけど、本市の対応方針と今後の議論の進め方、もし、そういうふうなことが想定されるようになれば、現時点ではどのように考えているかなというふうなことがもしあれば、それ、先のことから、なかなか難しいよということであれば、そうなのかもわかりませんが、お考えをお聞かせ願えたらと思います。

杉本副議長 椿本教育長。

椿本教育長 今後についてでございます。児童数の推移や学校ごとの状況につきましては、引き続き注視してまいります。ただし、校区の見直しにつきましては、令和4年度に1年間をかけて学校運営協議会において熟議が行われた結果、見直しは行わないとの方向性が示されており、教育委員会といたしましても、現時点においては、校区再編を行う考えはございません。

一方で、子どもたちを取り巻く環境は今後に変化していくことが予想されますことから、教育委員会といたしましては、常に子どもたちにとって何が最善の教育環境であるかという視点を持ちながら、将来を見据えた教育環境の充実に努めてまいります。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 今し方、おっしゃったように、今回の新しいルールをつくるためには、しっかりと教育委員会では、熟議と今、教育長はおっしゃいましたけれども、そういったプロセスを通じてされているということ、これは私も認識をしており、こういった過程についても、こういうふうな過程を通して決まったということについても高く評価をするものであります。ただし、

小学校区のことにつきましては、もう一度、私の問題意識について申し上げておきたいなというふうに思います。

これは、あくまでも、校区のことにについては正解があるというものでもないのかもしれないんですけども、私の問題意識につきましては、新庄北小学校区がほかの小学校区と違う特徴を持っているということだけについては触れておかなきゃいかんかなと思います。ほかの4校は、明治時代から、当時は村であったわけですけども、自治体の枠組みで自然と校区が決まっているものであります。これは、當麻、磐城、新庄、忍海、いずれもそうであります。しかし、新庄小学校の児童数の急増に対応して、昭和52年、1977年、新庄小学校から分離してできたのが新庄北小学校であります。そのため、新庄北小学校の校区は高田バイパスで東西に真っすぐ線引きして決められております。したがって、現状、50年前からずっとなんですが、1つの大字の中に小学校区が2つあるという大字が4つあるというような、できてしまったという、当時のことなんですが、そういう問題もあるわけでもあります。

私、頑張っつてつくってまいりましたこのパネルをご覧になっても分かりますとおり、新庄北小学校の校区の面積は、ほかの4校と比べても、相対的にでありますけど、かなり小さいんです。校区が狭いんです。これは、ほかの4校とは小学校が創立された経緯に違いがあるからであります。このこともやはり念頭に置いて今後の議論を進めていく必要があるんじゃないかというふうに私が考えておるものであります。全体のことを平等に公平にということも、もちろんこれは大事な視点ではありますけれども、今、このことも含めて考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思うわけであります。

冒頭申し上げましたように、現時点では、校区のことにについて、校区割りとか、これについて議論を始めるのは時期尚早であるというふうに考えております。その前に、まずは児童や保護者の立場に立って、指定校変更に関する新しい基準の周知徹底、これは今まだ、私、不十分だと思いますので、ぜひともこれはやっていただきたいというふうに思います。私が具体的に、これやりましたか、あれやりましたかと言いまして、それについて、その効果をしっかりと把握していただきたいんですよ。

これ、今回、私が質問して、しっかりとご答弁くださってるんですけど、何かふわふわ感みたいなのがどうしても否めないんです。これ、なぜかなと思ったら、ちょうどたまたま午前中に西川議員が第3次総合計画について質問された際、K P I のことについて質問もされていましたが、いわゆるK G I、最終目標をどうするのかということが、私は、教育環境のアンバランスの是正が、これがK G I だというふうに思うわけではありますが、これがまだ今の教育部局には、今回の施策に対してK G I が不在なんじゃないかなという、これは私の印象でありますけれども、そのように感じたわけです。なので、K P I について質問をしたときにお答えがなかなか、私の印象としては、すっきりしないなと思ったのは、そういうところもあるのかなというふうにも思いました。

ぜひとも、まずは、先ほど、最初から申し上げておりますように、指定校変更に関する新しい基準の周知徹底を図っていただきまして、また、その効果をしっかりと把握していただきますことを改めて要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ご答弁ありがと

うございました。

杉本副議長 吉村始議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。15時30分から再開いたします。

休 憩 午後3時14分

再 開 午後3時30分

増田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず最初に、都市整備部長から答弁の変更発言がございますので、それを許可いたします。
倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長 都市整備部の倉田でございます。

先ほど木村議員の公園の関係で市長から答弁がございましたが、しあわせの森公園が都市公園ではない旨の答弁をさせていただいたんですけども、しあわせの森公園は都市公園条例に入っている都市公園でございますので、おわびして訂正させていただきます。私の市長への報告漏れでございます。誠に申し訳ございません。

増田議長 それでは、次に、9番、奥本佳史議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、奥本佳史議員。

奥本議員 皆さん、こんにちは。本日最後の一般質問になります。議長のお許しを得ましたので、これより一般質問を始めさせていただきます。

今回の私の一般質問は、葛城市の行政運営上の課題として2点取り上げたいと思っております。これらの課題については、全国の自治体でも見直しが進んでおりますので、今回の質問を通じて改善提案も同時にしていきたいと思っております。

では、以後は質問席から質問させていただきます。

増田議長 奥本議員。

奥本議員 よろしくお願ひいたします。

まず最初ですけれども、葛城市庁舎管理規則に抵触する行為についてという内容で質問していきます。これは、令和6年9月定例会におきまして、葛城市庁舎管理規則に基づく庁舎内での部外者による契約や販売、集金等の行為に関して一般質問を行った内容の続きでございます。その後1年9か月が過ぎまして、現在の状況がどうなっているかを確認したいと思います。もう日がたってるので、前回の質問、振り返りということで最初お話しさせていただきます。

平成29年頃から、全国的に行政庁舎内での政党機関紙販売が明らかとなりました。令和5年第211回国会参議院での質問をはじめとして、地方議会でも実態調査を求める陳情が数多く提出されました。本市においても、令和7年第1回葛城市議会定例会において、一般の方から議長宛てに対応を求める意見書が提出されております。当時、私のほうにも同様の声が寄せられたこともありまして、本市職員が何らかの政党もしくは団体の機関紙を庁舎内で購読している状況について、市は把握しているのかと質問を行いました。そしてそれに対しては、職員から機関紙等を購読しているという報告は受けていないとの市長答弁がございました。

続いて、地方公務員法第36条第2項第4号では、公務員が特定の政党や団体の機関紙を庁舎内の目に触れるところに置いたり読んだりすることを、公務員の政治的中立性が疑われる行為として厳しく禁じております。また、本市においても、葛城市庁舎管理規則第6条において、庁舎管理者が許可した場合を除き、何人も庁舎内において、本市の事務または事業と関係ない物品の販売、宣伝、勧誘その他これに類する行為をしてはならない。また、同第7条、庁舎管理者の許可を受けようとする者は、庁舎使用許可願（様式第1号）を提出しなければならない。さらに、同第8条では、庁舎管理者は、前条の庁舎使用許可願の提出があったときには、速やかにその可否を決定して願出人に通知すると定められています。

以上を踏まえまして、これまでに政党や団体の機関紙、それに類するものについて、宣伝、勧誘、契約、販売、集金等の行為に関する許可申請はあったのかを確認したところ、過去において申請または許可を出したことはない。もし、そういった行為があれば、葛城市庁舎管理規則第13条に基づき、庁舎に物件を持ち込んだ者に対し、直ちにその物件を撤去させ、または庁舎外への搬出を命じなければならないとの答弁がございました。そして、質問の最後に市長に対しまして、1番目、職員が庁舎内で政党や団体の機関紙等の購読を行っている件について、実態把握の調査を行う意思があるのか。2つ目、庁舎管理規則に庁舎内行為の許可に係る審査基準を明示し、勤務時間内外を問わず、許可されたもの以外の庁舎内での物品等の販売、勧誘を禁止することを職員と部外者に徹底いただきたい。この2つを要請いたしました。そして市長から、まず状況確認を行う。その後、対処方法について検討していきたいとの答弁をいただいております。ここまでの前回の経緯となります。

では質問に入ります。市長に伺います。前回質問から1年9か月が経過しておりますが、その後、状況確認は行われたのでしょうか。また、庁舎管理規則に係る調査基準を設けて明示し、勤務時間内外を問わず、許可されたもの以外の庁舎内での物品等の販売、勧誘を禁止することを職員と部外者に徹底していただけたのでしょうか。お願いします。

増田議長 阿古市長。

阿古市長 議員の回りの一般質問を受けまして、確認をいたしておりますが、職員が庁舎内において機関紙等の購読をしているという事実はあるようでございますという報告を受けております。また、許可したもの以外の物品等の販売、勧誘行為に対しては、現在は禁止をするということとは行っておらないという現状でございます。

増田議長 奥本議員。

奥本議員 前回のご答弁を基にして、実態把握の状況確認はされました。その結果、そういう事例を確認されたということですね。ただ、その後の対応はなされなかったということでしょうか。これはなぜ対応ができなかったのでしょうか。

増田議長 阿古市長。

阿古市長 政党もしくは団体の機関紙等の購読状況を一斉調査することは、職員個人の意思、信条の自由に関わる可能性があり、慎重な対応が必要と判断いたしました。しかしながら、庁舎内での機関紙等の販売、勧誘行為については、職務関係を背景とした不適切な圧力につながるおそれがあるため、今後は、庁舎管理規則に基づき、禁止をしたいと考えております。

増田議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。日本国憲法第19条なんですけれども、こちらには思想及び良心の自由を、第20条では信教の自由が保障されております。しかし、前回の質問でも私が触れましたように、個人が自分の意思で政党機関紙等を購読することまで禁止せよとは申ししておりません。購読したい方はご自宅等で契約、購読、支払いを行えばいいわけです。問題と指摘している点は、職員が庁舎内で地方公務員法と葛城市庁舎管理規則に抵触する行為に加担してしまうこと、また、自分の意思に反した心理的な圧力を受けることがないように環境整備を行っていただきたいと要請しているのでありまして、市長が危惧されているようなことは及ばないと思います。

今回、1年9か月ぶりに確認質問を行ったのは、前回の質問以降も同様の行為が続いていて、対応を求める声が実は寄せられたからでございます。よって今回は、前回ご答弁された内容の確実な履行を求めるものでありまして、具体的なスケジュール等を含めた今後の対応についてははっきりとお示しいただきたいと思います。

増田議長 吉田総務部長。

吉田総務部長 総務部の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

葛城市庁舎管理規則では、庁舎内で許可なく物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為をしてはならないと定めております。しかし、政党や団体の機関紙等の庁舎内での購読、配布の問題については、これまで政治活動への配慮や長年の慣例として行われてきたものと考えております。近年、自治体職員を守るためのハラスメント防止条例の制定が進む中、庁舎内で勧誘されるのは断りにくく、心理的圧迫に当たるのではないかという指摘が全国的に強まっております。また、政党や団体の機関紙等が庁舎内で購読、配布されることは、公務員の政治的中立性が疑われることにもなりかねます。

以上のことから、先ほどの市長答弁を踏まえまして、庁舎内等での職員への政党や団体の機関紙等の購読、配布につきましては、勤務時間内外を問わず、認めない方向で対応したいと考えております。

なお、政党や団体の機関紙等の購読自体は個人の自由であり、制限されるものではないため、職員に対しては、自宅で購読するよう周知させていただきたいと考えております。

増田議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。今回はっきりと確実な対応のお約束をしていただいたわけですが、このやり取りを見過ごしていらっしゃる職員さんや、また部外者の方もいらっしゃるかと思います。これまで対応してこなかった法令や規則に抵触する行為を排除するというについては、他の自治体同様、内外に広く周知を図っていただく必要があると思っております。これによりまして、葛城市は、法令に抵触する行為については断固とした対応を行うという意思表示ができると同時に、職員が安心して業務に取り組める環境を構築でき、また、市民の皆様の信用を得ることにもつながりますので、対応結果を広く周知いただくことを約束していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 企画部の林本です。よろしくお願いいたします。

ただいまの市長及び総務部長の答弁にもありました、対応結果につきましては、全職員に周知徹底をさせていただくとともに、対外的にも周知を図っていきたいと考えております。

増田議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございました。そもそも法とは、単なるルールの羅列ではなく、社会秩序を維持し、人々の権利と自由を守るための共生の作法としての正義を実現するためにあります。今回の質問を通じ、市職員が意に反した行為を強いられることなく、安心して業務に邁進できる環境が実現されるものと考えます。これは同時に、市民の行政に対する信頼回復、信用醸成にもつながることでもありますので、改めて葛城市庁舎管理規則の厳格な運用をお願いしまして、1つ目の質問を終了したいと思います。

続きまして、2問目です。2問目は、市民活動への支援についてでございます。市民第一の葛城市を標榜されている本市におきましては、これまで従前より市民活動に対して様々な支援が行われております。その一方、新たな市民活動に取り組もうとする団体からは、支援までのハードルが高くて、その基準もよく分からないという声が聞かれるのです。よって今回は、市民活動に対する行政支援のルールについて確認してまいりたいと思います。

まず、葛城市における市民活動支援といえば、真っ先に思い浮かぶのが補助金助成でございます。最初にこの補助金について確認します。市民主導の活動に対する補助金制度としては、葛城市補助金等交付規則があり、これは継続支給を前提としたものであります。一方で、支給期間の定めがあり、市民活動のスタートアップ支援を目的とした補助金として市民活動支援事業というものがあると理解しておりますが、市民活動支援に対する補助金は、この2体系があるという理解で問題ないでしょうか。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 ただいま議員がおっしゃったとおりでございます。

増田議長 奥本議員。

奥本議員 了解いたしました。この2つがあるということですね。では今回は、期間の定めのある市民活動支援事業ではなく、継続して交付される葛城市補助金等交付規則について質問してまいりたいと思います。では、引き続き確認ですけれども、現在の補助金受給団体、交付団体のうち、ここ数年で新たに交付対象となった団体は幾つあるでしょうか。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 令和6年度から令和8年度において新たに補助金を交付することとなった団体についてお答えをさせていただきます。

まず、當麻、新庄、新庄北各小学校の周年記念事業の実行委員会、また、こども食堂の運営団体がございます。

増田議長 奥本議員。

奥本議員 直近3年間で新規に補助金を交付された団体は4団体ということでしたが、このうち学校周年事業に関しましては、活動期間が限定されたものなので、継続性という視点から一応除外するといえますと、こども食堂だけが新規で継続して補助金を交付される団体と認定さ

れたということでよろしいかと思います。

では、このように新たに継続を前提とした市民活動を行おうとする団体が補助金を申請しようとした場合を考えてみます。補助金の交付を受けたいと考える団体であれば、まず、自分たちの活動が受給対象に当たるかどうかを知りたいと思います。そうすると、葛城市補助金等交付規則というのがありまして、まず、これを調べるのではないかと思います。普通に考えたら、この交付規則というので書いてありますので、こちらに交付条件等が明示されていて、自分たちの活動内容が受給対象になるのかを確認されるものと思われます。ところが、この葛城市補助金等交付規則を詳しく読んでみますと、具体的にどういった市民活動、事業内容が対象となって、その審査基準がどうなっているのかという肝心の記述がどこにも見当たらないんです。まず、この時点で、葛城市補助金等交付規則が申請者にとってはあまり優しくない規則と言えるところなんですけども、もしかすると、この交付規則以外に、交付決定に係る審査基準等の定めが別にあるのでしょうか。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 具体的な交付要件といたしまして、審査基準というか、そういったことを明記しているものにつきましては、各事業の性質に応じた個別の交付要綱で定めておるという状況でございます。

増田議長 奥本議員。

奥本議員 個別の交付要綱があるということは、この交付規則以外の統一的な審査基準はないということですね。でしたら、まず交付要綱ですけども、これ、どこで確認することができるのでしょうか。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 交付要綱につきましては、公開していない場合が多いですので、各担当課にお問合せいただければ対応させていただきます。

増田議長 奥本議員。

奥本議員 統一的な審査基準はないけれども、一般公開されていない交付要綱が別にあって、それを読まないで詳しい補助金の交付の条件が分からないということですね。担当課に問い合わせない限り知ることができないというのはいかがなものかと思いますよ。まず、担当課にあることさえも市民の方は分からないんで、でしたら、市民第一をうたう葛城市としては、本気で市民活動を応援するのであれば、事前に申請者側で受給条件や審査基準が確認できるようにすることこそ、本来の市民活動に寄り添った対応と言えるのではないかと考えます。

交付要件については、担当課で要綱を確認できることは理解しましたが、ここで改めて葛城市補助金等交付規則の内容について確認してまいります。これらの要綱にのっとって補助金申請に至ったとしても、審査を経て交付決定がなされなければ受給に至らないと思いますけども、この交付決定の権限はどのように定められていますか。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 葛城市補助金等交付規則におきまして、交付の申請先、交付の決定、また、決定の取消などの権限は市長にある旨定めております。

増田議長 奥本議員。

奥本議員 そうなんですよね。実は現行の葛城市補助金等交付規則には、申請先、交付決定、交付取消しの権限全てが市長にあると明記されているだけで、申請者が一番知りたいと考える、支給決定に至る審査基準等の記載については全くのブラックボックスなんです。現在の規則では、全て市長のさじ加減1つで支給や打切りが決まるとも受け取られかねない懸念がございます。市民の立場に立って考えると、交付規則とは別に申請規則のようなものを別に用意して、受給対象となる活動や審査の具体的な基準等が示されれば、そのような誤解を生むこともなく、担当課の事務作業の軽減にもつながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 葛城市補助金等交付規則では、補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的な事項を定めております。審査基準につきましては、先ほど申し上げましたように、交付要綱等で定めることとなります。なお、交付要綱等につきましては、こちらも先ほど答弁させていただいておりますとおり、各担当課にてご確認していただけます。

増田議長 奥本議員。

奥本議員 先ほどと全く同じ答弁なんですよね。結局のところ、現状の対応を維持するということだと理解するんですけども、何だかよく分かりません。よく分からないまま質問を続けたいと思います。

では、補助金が交付されるケースについて伺っていきます。まず、新規で補助金申請を行って交付団体として認められるケースについて、支給決定に至る審査項目と判断基準はどうなっているのでしょうか。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 こちらも葛城市補助金等交付規則には許可判断の詳細な基準は明示されておりません。こちらにつきましても、先ほど答弁いたしました交付要綱に示しております。

増田議長 奥本議員。

奥本議員 やっぱり同じ答えなんですよね。交付要綱に示されてるということですけども、実際問題として、交付要綱を読んでも分からないケースもあるんです。これに関しては、具体的なことは後ほど触れますけども、行政は自分たちの基準で十分だと考えていることが、実は市民には不十分で理解できないということがあるということを理解していただく必要があるかと思います。では、その逆として、継続して補助金を支給されてきた交付団体の中で、支給の打切り、つまり不交付となったケースはありますか。また、不交付決定から改善等が図られて支給再開に至ったケースはあるのでしょうか。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 確認させていただきましたところ、どちらのケースも、把握できる限りでは、ございませんでした。

増田議長 奥本議員。

奥本議員 これまでに補助金の支給停止となった、不交付となった団体はないということですけども、

葛城市補助金等交付規則には、交付取消し決定を下すのも市長と明記されております。ということは新規の交付と継続交付のどちらにおいても、不交付と判断する基準が存在するのではないかと思いますので、その基準について教えてください。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 補助金等交付規則などの例規に基づき不交付決定は行いますが、具体的な判断基準というのはございません。

増田議長 奥本議員。

奥本議員 葛城市補助金等交付規則にうたわれている交付取消しについては、具体的な判断基準がないということですね。これ、規則にうたわれているのにその基準がないんですよ。もう理解に苦しむところなんですけども、にもかかわらず、市長に不交付の権限だけが付与されているという事実があるんです。この現状は、やっぱり制度が非常に不透明であって、不公平な判断が行われ、まかり通るのではないかと誤解される懸念がありますよ、これは。

ここで、先ほど触れましたけども、1つ事例を紹介しておきたいと思います。昨年度、人口減少と少子高齢化が進むある大字におきまして、持続可能な地域のつながりを再構築するために、過去、地域で取り組まれてきた行事を見直して、地域の持つ魅力の再発見を通じ、地域に住む誇りを共有し、地域の紐帯の維持につなげようという組織を立ち上げられました。そして初年度の取組として、地域住民、一部市議会議員、他地域の区長さんらを招いたフォーラムを開催されて、今年度も引き続き、複数の事業を計画されているケースがございます。ところが、この市民活動に対して補助金申請を行われましたところ、2年連続で実績不足という理由で却下されたと同っております。昨年度については実績がないという説明は納得できるんですけども、今年度も同じ理由とされるのであれば、実績として必要な基準が、要するに先ほどの不交付の基準というのを示すべきではないかと思うんです。

更にこれに加えまして、別の事例ですけども、補助金を継続して受給されている団体におきましても、これまで一度補助金を交付認定されたら、活動内容に変化があっても不交付に至ることは一切ございません。つまり、これが見方によっては、補助金の既得権益化につながっているのではないかというおそれにもつながるわけでございます。市民の立場からしましたら、補助金支給の基準がよく分からない。結局は最終決定者の意向次第で判断されるようであれば、やっぱりこれは行政の不信感につながっていくのではないかと思います。まず、このような現状の補助金制度が、市民の自発的な活動支援に本当に貢献できていると考えていらっしゃるのかどうか、ご答弁をお願いします。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 現行の補助金制度におきましては、交付団体において活動の整備基盤といった資金不足による活動の中断を防止することで安定的な活動が担保される点、また、活動の質の向上といった補助金があることで、事業のステップアップに必要なもの、人を調達できる点、さらに、社会的な信用力の補完といった、自治体からの補助を受けているという事実が信頼を生み、新たな協力者や参加者を呼び込むきっかけとなる点から、団体にとって自発性の醸成に貢献できると認識をしております。

増田議長 奥本議員。

奥本議員 現行の葛城市補助金等交付規則は、市民活動の自発性の醸成に十分貢献できると認識しているということですが、私は認識不足だと思いますよ。市民が行政の助けを借りずに、まちを活性化しようとするすばらしい取組に関しては、本来大いに評価され、行政も支援すべきものであると思います。しかし、その気運と市民のやる気が不透明な基準で妨げられるようなことがあっては、これは行政にとっては大きな損失につながると思います。行政にとって市民の自発的な活動に行政支援というスパイスを加えることによりまして市民活動を支援することは、地域の持続可能性を育成することにも通じます。これは日本のほかの地域、世界中の事例にも共通している事実でございます。だからこそ、市民活動支援の補助金政策は重要と言えるのです。

では続きまして、先ほど少し触れました、既得権益、これについて伺いたいと思います。団体補助金を継続交付されている団体については、毎年の予算計上時に前年度の活動内容を精査して受給要件がクリアできているかどうかのチェックはなされているのでしょうか。

増田議長 林本企画部長。

林本企画部長 行われております。

増田議長 奥本議員。

奥本議員 チェックしてるということですよ。予算計上の必要から、チェックは絶対されるべき、してるはずですよ。されてると思います。ただ、実際に担当課において、それぞれ補助金の窓口になってる担当課があると思うんですけども、担当課において、交付団体の現状、内情、それから活動内容の精査はされているのかどうか。これについては、多くの団体に対して形式的な監査結果が付された総会資料等の確認に終始していることはありませんか。また、それを基に前年度の同額の補助金が新年度にも計上されている。こういう流れがほぼ主流ではないかと思っているんです。つまり、十分なチェックができていないと言えるかと思うんです。これは本来市の監査委員で監査できればいいんですけども、市の監査委員は補助団体の事業監査はできません。ですから、やはり担当課、あるいは全く別の機構、組織において事業の内容、団体の様子を精査する必要があるのではないかと思います。

実はここからが今日の本題なんですが、現在、全国の自治体におきまして、この補助金の適正化に取り組む自治体が増えております。国において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる補助金適正化法で、補助金等の不正受給や目的外使用を防いで予算執行の適正化を図る法律が制定されています。地方自治体においても、この法律の趣旨や手続を条例等で準用しているところも多く、補助金の見直しとネット検索をかけると、多くの自治体で、補助金適正化ガイドラインであるとか、あるいはその条例、規則というのがヒットしてきます。

これらの内容に共通することがございます。それは、補助金の性格の位置づけ、効果が認められる事業に対してのみ支給することが明記されている点でございます。特に長期にわたって継続して支給され続けている補助金につきましては、4つの項目のチェックという、これも共通している点でございます。申し上げます。まず1番目、補助金が既得権益化していな

いか。2番目、事業者の活動が補助金に依存した体制になっていないか。3番目、事業の自発性が欠如していないか。4番目、審査が適正になされ、形骸化していないか。この4つを厳しくチェックするということが、実は共通して決められているんです。

交付された補助金が、公益上必要であって、透明性が確保され、かつ市民ニーズが充足されているかについて、全ての交付団体に対し、例外なく定期的な見直しサイクルを設けてチェックする仕組みの構築が全国で進んでおります。葛城市においても、これは旧町時代から長年交付を受けている団体で、会員不足、後継者不足、高齢化等の内部要因による影響、あるいは外部環境の変化に伴う活動への影響等から、事業内容の修正を余儀なくされ、当初の補助金交付要件から遠ざかっていると思われる事例もあるようです。各団体におかれましては、運営継続に努力されているとは思いますが、規則に照らすと、補助金の使途が異なっていたり、いろいろな要因で補助金の活用がうまくいかない場合に関しまして、同額支給が続くようであれば、これは既得権益化になっている可能性も含めて精査する必要があると思います。

また、その一方で、先ほど申しました、新たな市民活動を行うに当たりまして、補助金がなかなか受けられず、活動を断念したり、あるいは縮小、延期したり、自費で活動費を捻出せざるを得ない団体もございます。こういった団体も含めまして、やはり平等な市民活動支援につながっていないという現実があることを認識する必要があると思います。この補助金の見直しについては、行政改革にも関連するところから、例えば県内では、生駒市において、行政改革推進委員会が補助金の個別検証を行って、補助金適正化の仕組みを構築されている例もございます。今後、本市においても、このような補助金適正化を通じた行政改革に取り組んでいくべきだと考えるわけですが、ここで市長のお考えをお示しいただけますでしょうか。

増田議長 阿古市長。

阿古市長 現在、葛城市補助金等交付規則または各種補助金の交付要綱の規定並びに年度ごとの各団体補助金交付に関する方針に即して、交付に係る審査基準の判断等を適切に行い、補助金交付決定を実施しているところでございます。今後におきましても、各団体並びに個人への補助金事業の適切な事務処理の継続及び各種補助金の必要性を判断しながら、適正に補助金交付事業を継続してまいりたい所存でございます。

増田議長 奥本議員。

奥本議員 行政サイドのそれぞれの窓口において適正な事務処理をされているのは分かるんですけども、ただ、これは適正かどうか、あるいはどういう基準で支給あるいは不交付になっているかというところの判断の分かれ目が、市民にとっては非常に分かりにくいという、それが現状なんです。それと、今現状では、葛城市はそういう不正な補助金交付には至っていないと思いますけども、ただ、全国の自治体でそういう事例があったので、公平性を期す、あるいは行政改革の一環で補助金を見直すという動きがあるのは事実です。ですから、今現状いいから何もしなくていいというのではなくて、やはり今後のことも見据えた上で、長く制度として、分かりやすい、あるいはそれが変な方向に走らないようにしていく取組というのも、や

っぱり今から進めていくべきではないかと思います。

補助金というのは配ることが目的ではありません。もうご存じだと思います。よりよい市民生活につながる成果を出すことが目的であるべきです。今後、新たに市民活動を行おうとする団体に対しては、誰もが分かりやすい規定を示してあげて、公平なチェック体制の下で市民の積極的なチャレンジを促す補助金支給ルールを整備していただくと同時に、行政改革として進めていただくことを要望いたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

以上です。

増田議長 奥本佳史議員の発言を終結いたします。

お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

なお、明日17日は午前10時から緊急地震速報訓練が実施をされますので、訓練終了後の10時10分から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集、お願い申し上げます。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時07分